

日本の食と農が危ない！—私たちの未来は守れるのか ～種を守れば命を守れる～

東京大学 鈴木宣弘

2050年よりもっと早く日本人は飢餓に直面する危険性



これは、2021年2月7日にNHKが報じた2050年頃に起きるかもしれない渋谷のスクランブル交差点での食料を求める暴動の様子である。しかし、もっと早くにこのような事態が発生する危機が進行している。

表1は、現状の趨勢が続き、今後の貿易自由化の進展(TPP11、日米、日EUなどに基づく関税削減・撤廃)も加味すると、最悪の場合、**2035年の日本の実質的な食料自給率がコメで11%、青果物や畜産では1~4%に低下する可能性**を示唆している。

このような状態で、コロナ禍や2008年のような早ばつなどが同時に起こって、輸出規制や物流の寸断が生じて、生産された食料だけでなく、その基になる種、畜産の飼料も海外から運ばなくなったら、日本人は食べるものがなくなってしまう。つまり、**2035年時点で、日本は飢餓に直面する薄氷の上**にいることになる。

表1 種と飼料の海外依存度も考慮した日本の2035年の食料自給率

	食料国産率		飼料・種自給率*	食料自給率	
	(A)	2035年推定値		(A×B)	2035年推定値
コメ	98	106	10	10	11
野菜	80	43	10	8	4
果樹	40	28	10	4	3
牛肉	43	16	26	11	4
豚肉	48	11	13	6	1
鶏卵	96	19	13	12	2

出所:農林水産省公表データ。推定値は東京大学鈴木宣弘研究室による。

*種の自給率10%は野菜の現状で、コメと果樹についても同様になったと仮定。

**コメ需要は2015=100として2035=62、供給は100→66だが、種の9割が海外なら66→6.6。

***鶏卵はヒナがほぼ100%海外依存なので、それを考慮すると自給率はすでにゼロ。

国は規模拡大支援政策を追求し、畜産でも超大規模経営はそれなりに増えたが、それ以外の廃業が増え、全体の平均規模は拡大しても、やめた農家の減産をカバーしきれず、総生産の減少と地域の限界集落化が止まらない段階に入っている。

それに加えて、飼料の海外依存度を考慮すると、牛肉(豚肉、鶏卵)の自給率は現状でも11%(6%、12%)、このままだと、2035年には4%(1%、2%)と、信じがたい水準に陥る。さらに付け加えると、鶏のヒナはほぼ100%海外依存なので、それを考慮すると、実は鶏卵の自給率はすでに0%という深刻な事態なのである。

現状は80%の国産率の野菜も、90%という種の海外依存度を考慮すると、自給率は現状でも8%、2035年には3%と、信じがたい低水準に陥る可能性がある。コメも含めて、「種は企業の儲けの源」として種の海外依存度の上昇につながる一連の制度変更(種子法廃止→農業競争力強化支援法→種苗法改定→農産物検査法改定)が行われているので、野菜で生じた種の海外依存度の高まりがコメや果樹でも起こる可能性がある。

コメは大幅な供給減少にもかかわらず、それを上回る需要減でまだ余るかと思われるが、最悪の場合、**野菜と同様に、仮に種採りの90%が海外圃場で行われるようになったら、物流が止まってしまうば、コメの自給率も11%にしかならない(1万円の低米価放置で大規模経営も潰れ、事態はさらに深刻化)**。果樹では、同様の計算で、3%にしかならない。つまり、日本の地域の崩壊と国民の飢餓の危機は、2050年よりも、もっと前に顕在化する可能性がある。**危機を回避できるかは種を守れるかにかかっている。**

輸出規制は簡単に起こる～それに耐えられる食料自給率が不可欠

そんなに簡単に物流はとまらなないと考えるのは甘い。

新型コロナウイルスの世界的蔓延(コロナ・ショック)は、バツタの異常発生による食害の拡大、異常気象の頻発と相俟って、食料自給率問題の切実さを再認識させた。物流が寸断され、人の移動も停止し、それが食料生産・供給を減少させ、買い急ぎや輸出規制につ

ながらそれらによる一層の価格高騰が起きて食料危機になることが懸念されている。FAO(国連食糧農業機関)によれば、2020年3~6月で輸出規制を実施した国は19カ国にのぼった。

農業生産・流通については、欧米では移民労働者や日本では海外研修生の不足、港湾での荷役作業遅延、トラック運転手の敬遠、都市封鎖による物流の停止、中国からの業務用野菜などの輸入減、米国からの食肉などの輸入減など、グローバル化したサプライチェーン(流通網)に依存する食料経済の脆弱性が浮き彫りになった。

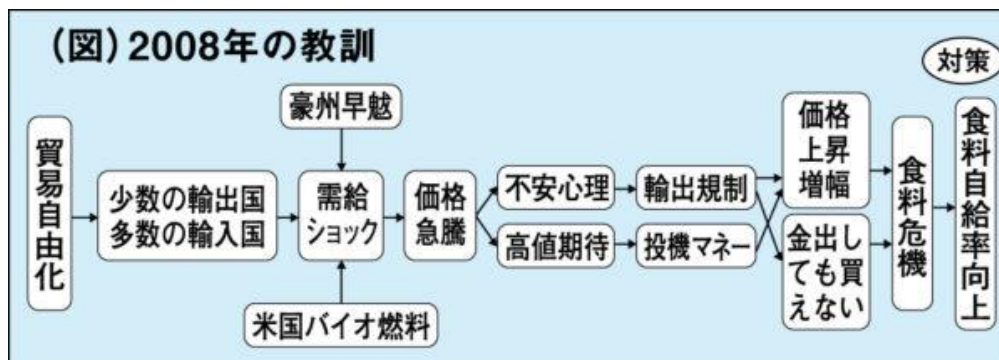
日本の食料自給率は38%、我々の体を動かすエネルギーの62%を海外に依存している。FTA(自由貿易協定)でよく出てくる原産国ルール(Role of Origin)に照らせば、日本人の体はすでに「国産」ではないとさえいえる。食料輸入がストップしたら、命の危険にさらされかねない。食料の確保は、軍事、エネルギーと並んで、国家存立の重要な3本柱の一つである。

輸出規制は簡単に起こりうるということが、今回も明白になった。FAO・WHO(世界保健機関)・WTO(世界貿易機関)の事務局長は共同で、輸出規制の抑制を要請した。しかし、輸出規制は国民の命を守る正当な権利であり、抑制は困難である。

米国は、自国の農業保護(輸出補助金)は温存しつつ、「安く売ってあげるから非効率な農業はやめたほうがよい」といって世界の農産物貿易自由化を進めて、安価な輸出で他国の農業を縮小させてきた。それによって、基礎食料の生産国が減り、米国等の少数国に依存する市場構造になったため、需給にショックが生じると価格が上がりやすく、それを見て高値期待から投機マネーが入りやすく、不安心理から輸出規制が起きやすくなり、価格高騰が増幅されやすくなってきたこと、高くても買えないどころか、お金を出しても買えなくなってしまったことが2008年の危機を大きくした。つまり、米国の食料貿易自由化戦略の結果として食料危機は発生し、増幅されたのである。

こういう構造ができているのだから、今行すべきは貿易自由化に歯止めをかけ、各国が自給率向上政策を強化することである(図参照)。自給率向上策は輸入国が自国民を守る正当な権利である。したがって、「2008年のような国際的な食料価格高騰が起きるのは、農産物の貿易量が小さいからであり、貿易自由化を徹底して、貿易量を増やすことが食料価格の安定化と食料安全保障につながる」という見解には無理がある。

メキシコ、ハイチ、エルサルバドル、フィリピンで2008年に何が起こったか。主食がトウモロコシのメキシコでは、NAFTA(北米自由貿易協定)によってトウモロコシ関税を撤廃したので国内生産が激減してしまったが、米国から買えばいいと思っていたところ、2008年の価格暴騰で買えなくなり、暴動も起こる非常事態となった。



*米国には、トウモロコシなどの穀物農家の手取りを確保しつつ世界に安く輸出するための手厚い差額補てん制度があり、それによって、穀物への米国依存を強め、ひとたび需給要因にショックが加わったときに、その影響が「バブル」によって増幅されやすい市場構造を作り出しておきながら、その財政負担が苦しくなってきたので、何か穀物価格高騰につなげられるキッカケはないかと材料を探していた。そうした中、国際的なテロ事件や原油高騰が相次いだのを受け、原油の中東依存を低め、エネルギー自給率を向上させる必要がある、そして、環境に優しいエネルギーが重要であるとの大義名分(名目)を掲げ、トウモロコシをはじめとするバイオ燃料推進政策を開始したのである。その結果、見事に穀物価格のつり上げへとつなげた。

また、ハイチでは、IMF(国際通貨基金)の融資条件として、1995年に、米国からコメ関税の3%までの引き下げを約束させられ、コメ生産が大幅に減少し、コメ輸入に頼る構造になっていたところに、2008年のコメ輸出規制で、お金を出してもコメが買えなくなり、暴動で死者まで出る事態になった。米の在庫は世界的には十分あったが、不安心理で各国がコメを売ってくれなくなったからである。こういう事態になった原因は貿易自由化にある。

一層の貿易自由化を求めるショック・ドクトリン

ところが、FAO・WHO・WTOの共同声明は、輸出規制の抑制と同時に、いっそうの食料貿易自由化も求めている。輸出規制の原因は貿易自由化なのに解決策は貿易自由化だ、とは論理破綻も甚だしい(ただ、WTOはそもそも貿易の完全自由化を最終ゴールとしていることに根本的問題がある)。食料自給率の向上ではなく、一層食料の海外依存を強めよというのだろうか。コロナ・ショックに乗じた「火事場泥棒」的ショック・ドクトリン(災禍に便乗した規制緩和の加速)であり、看過できない。

世界の貧困は米国と穀物メジャー・多国籍食品企業によってつくられている

保護主義 VS 自由貿易 or 規制緩和は、国民の利益 VS オトモダチ(グローバル企業)の利益と言い換えるとわかりやすい。自由貿易 or 規制緩和の本質は、オトモダチ企業の利益を増やすルール撤廃・改変のことである。

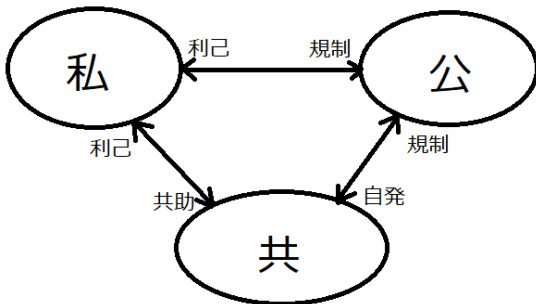
彼らと政治(by 献金)、行政(by 天下り)、メディア(by スポンサー料)、研究者(by 資金)が一体化するメカニズムは現在の政治経済システムが持っている必然的メカニズムで普遍的欠陥である。

我々の社会は次の「私」「公」「共」のせめぎ合いとバランスの下で成立している。

「私」=個人・企業による自己の目先の金銭的利益(「今だけ、金だけ、自分だけ」)の追及。

「公」=国家・政府による規制・制御・再分配。

「共」=自発的な共同管理、相互扶助、共生のシステム。「私」による「収奪」的経済活動の弊害、すなわち、利益の偏りの是正に加え、命、資源、環境、安全性、コミュニティなどを、共同体的な自主的ルールによって低コストで守り、持続させることができる(ノーベル賞受賞のオストロム論文が証明)。



「私」「公」の2部門から「私」「公」「共」3部門の経済モデルへ 注: 岡部光明(2009)の図を若干改定したもの。

「公」「共」をなくして「私」のみにすれば経済厚生(=経済的利益)は最大化されるというのが市場原理主義経済学だが、その前提条件の「完全雇用」(=失業は瞬時に解消される)「完全競争」(=誰も価格への影響力を持たない)は実在しない。実態は、「勝者」が市場支配力(=価格を操作する力)を持ち、労働や原材料を「買い叩き」、製品価格の「つり上げ」で市場を歪めて儲けを増やす。その資金力で、政治と結びつき、規制緩和の名目で、さらに自己利益を拡大できるルール変更(レント・シーキング)を画策するため、「オトモダチ」への便宜供与、国家私物化、世界私物化が起こる。こうして、「公」が「私」に「私物化」されて、さらなる富の集中、格差が増幅されるのは「必然」的メカニズムともいえる。市場原理経済学は意図的にウソの前提に立脚した虚構なのである。

貧困緩和を名目にして途上国農村からの収奪を正当化するのは、この歪んだ屁理屈なのである。日本における農地、種、海、山を既存の農林漁家からオトモダチ企業のものにしていこうとする一連の法改定、また、農協の共販・共同購入を弱体化する農協法改定や畜安法改定は、こうしたメカニズムの結果だと考えると、よく理解できる。

グローバル企業の経営陣は、命、健康、環境を守るコストを徹底的に切り詰めて、「3 だけ主義」で儲けられるように、投資・サービスの自由化で人々を安く働かせ、命、健康、環境への配慮を求められても ISDS(投資家対国家紛争解決)条項で阻止し、新薬など特許の保護は強化して人の命よりも企業利益を増やそうとする。米国共和党のハッチ議員が 2 年ほどで 5 億円もの献金を製薬会社などから受け取り、患者の命を縮めても新薬のデータ保護期間を延長する(ジェネリック医薬品を阻止する)ルールを TPP(環太平洋連携協定)で求めたのは象徴的だ(規制撤廃と言いつつ、これは規制強化、つまり、規制改革の本質は企業利益増大に有利なルール追及だということのわかりやすい事例)。知財保護強化は企業利益増大の重要な手段である(→種苗法)。

日米政権のオトモダチ企業に便宜供与する構造

なぜ、ここまで、国内の特定企業だけでなく、米国の特定企業への便宜供与が次々と続くのか。

TPP において日米間で交わされたサイドレターについて、TPP が破棄された場合、サイドレターに書かれている内容には拘束されないのかという国会での質問に対して、2016 年 12 月 9 日に岸田外務大臣は「サイドレターに書いてある内容は日本が「自主的に」決めたことの確認であって、だから「自主的に」実施して行く」と答えた。

日本政府が「自主的に」と言ったときには、「アメリカの言うとおりに」と意味を置き換える必要がある。つまり、今後も TPP があろうがなかろうが、こうしたアメリカの要求に応え続けるだけの姿勢を続けるのかというのが根本的な問題だということだ。サイドレターには、規制改革について「外国投資家その他利害関係者から意見及び提言を求める」とし、「日本国政府は規制改革会議の提言に従って必要な措置をとる」とまで書かれている。その後の規制改革推進会議による提言は、種子関連の政策を含め、このサイドレターの合意を反映しているということである。

「家族農業の10年」や「国際協同組合理年」をめぐる動きの意味

世界的に、市場原理主義に基づく規制緩和・自由貿易の徹底では、巨大な流通企業や企業的農業が小農・家族農業を収奪する構造が強まり、世界の格差や貧困は悪化すると疑念と反省から、小農・家族農業の重要性を再確認し、その生活を改善する必要性への認識が高まっている。そのためには協同組合の役割を強化する必要があるとの認識も高まりつつある。

それらは、国連の2012年の「国際協同組合理年」、2014年の「国際家族農業年」、ユネスコによる2016年の協同組合の「無形文化遺産」登録、国連の2017年の「家族農業の10年」、さらに、2018年の「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」に結実した。

ここで重要なことは、これらの動きは、世界の実態が小農・家族農業が豊かに暮らせるようになってきていることを意味するのではなく、乖離している現実を改善する取組みを本格的に開始しようとする宣言だということである。一番重要なことは、日本も含めて、これを本当に小農・家族農業の繁栄と貧困削減に実際に結び付けるにはどうしたらいいか、ということである。

「家族農業の10年」の背景にあるFAOの想い

「家族農業の10年」(UN Decade of Family Farming)を理解する一助として、FAO(国連食料農業機関) vs 世界銀行・IMF(国際通貨基金)の途上国農村支援をめぐる「闘い」の歴史とFAOの想いについての筆者の解釈を示したい。

国連は2017年12月20日、第72回総会本会議で、2019～28年を「家族農業の10年」と定めた。これは、2014年に国連が定めた「国際家族農業年」を10年間延長するというもので、2014年の国際家族農業年以來、FAOなどが「家族農業の10年」の設置を求めて国際的キャンペーンを展開し、世界各国でこの動きを支援する組織が形成され、各国・地域で議論を盛り上げてきた成果である。

これは、米国主導の世銀・IMFの開発援助を通じて多国籍企業などが途上国の農地を集め大規模規模農業を推進し、流通・輸出事業を展開して途上国農村を儲けの道具とする流れに対抗して、世界各国・各地域で小規模・家族農業を関連政策の中心に位置づけようという抵抗の機運が拡大していることを示している。

「家族農業の10年」は小農・家族農業を守ろうとするFAOの決死の巻き返しと見ることもできる。これをスローガンと「ガス抜き」で終わらせてはならない。今回の制定は、確かに、世界各国・各地域で小農・家族農業を関連政策の中心に位置づけようとする国際的流れが拡大していることを示すものではあるが、米国主導の穀物メジャーなどが都合よく儲けるための農業・農村支援の名の下に収奪の現状から脱却し、真に小農・家族農業を再評価し、政策的に支援する方向性を本当に具体化できるかどうか問われているのである。

IMF・世銀の conditionality～FAOを骨抜きにした経緯

FAO(国連食料農業機関)は途上国の農業発展と栄養水準・生活水準の向上のために設立されたので、各国の小農の生活を守り、豊かにする inclusive な(あまねく社会全体に行きわたる)経済成長が必要と考えたが、米国が余剰農産物のほけ口が必要で、また米国発の多国籍企業などが途上国の農地を集め大規模規模農業を推進し、流通・輸出事業を展開する利益とはバッティングする。そして、FAOは1国1票で途上国の発言力が強いため、米国発の穀物メジャーに都合がよい「援助」政策を遂行できないことがわかってきた。

そこで、米国主導のIMF(国際通貨基金)や世銀に、FAOから開発援助の主導権を移行させ、「政策介入による歪みさえ取り除けば市場は効率的に機能する」という都合のいい名目を掲げて、援助・投資と引き換え条件(conditionality)に、関税撤廃や市場の規制撤廃(補助金撤廃、最低賃金の撤廃、教育無料制の廃止、食料増産政策の廃止、農業技術普及組織の解体、農民組織の解体など)を徹底して進め、穀物は輸入に頼らせる一方、商品作物の大規模プランテーションなどを、思うがままに推進しやすくした。FAOは弱体化され、真に途上国の立場に立った主張を続け、地道に現場での技術支援活動などを続けてはいるが、基本的には、食料サミットなどを主催して、「ガス抜き」する場になってしまっている。

今でも、飢餓・貧困人口が圧倒的に集中しているのはサハラ以南のアフリカ諸国であり、この地域がIMFと世銀の conditionality により、最も徹底した規制撤廃政策にさらされた地域であることから、「政策介入による歪みさえ取り除けば市場は効率的に機能する」という新古典派開発経済学の誤謬は証明されている(注)。というか、そもそも、貧困緩和ではなく、大多数の人々から「収奪」し、大企業の利益を最大化するのが目的だったのだから、当然の帰結なのである。

しかし、彼らは、貧困がなくならないのは、まだ規制緩和、貿易自由化が足りないからだ、規制撤廃、関税撤廃を徹底しろ、と言いつつ、さらなる収奪による目先の自己利益追求によって貧困を深刻化させている。

こうした米国の穀物メジャーによる自己利益のための開発政策から脱却し、真に途上国の貧困削減につながる開発援助政策を回復するには、IMFや世銀の conditionality に対抗して、真に途上国のための投資が行えるように、中国、ロシア、インドの新興国が中心となって AIB(アジアインフラ投資銀行)を立ち上げたような動きに FAO などが連携して、米国・穀物メジャー主導に対する

対抗軸を形成していく必要があるとの指摘は一定の妥当性を持つように思われる。

IMF・世銀の conditionality で農民組織の解体も指示されたことから明らかとなり、「介入による市場の歪みを取り除く」という名目で、大企業の市場支配力による農産物の「買い叩き」と生産資材価格の「吊り上げ」という市場の歪みを是正しようとする協同組合による拮抗力の形成を否定することは、市場の歪みを是正するどころか、大企業に有利に市場をさらに歪めてしまうことが意図されたということである。

(注)マレーシアでは、マハティール氏(当時の首相)が1997年から98年にかけてのアジア通貨危機の際に、IMF 救済策を拒否し、国内のグローバル派(BKD)との戦いを制し、資本統制策と財政出動によって短期で危機を脱出することに成功した。マレーシアとは対照的に、同様の通貨危機に陥らされたタイ・インドネシア・韓国は IMF 勧告に従ったがために、さらに大打撃を蒙ることとなった。特に韓国は IMF の直接支配を受け、極端な民営化・構造改革・外資への門戸開放をさせられ、国内経済を多国籍資本に事実上乗っ取られ、未だにそこから抜け出ることができないでいる(<https://nicoasia.wordpress.com/2013/08/11/>)。2012 年に来日したときには、「私が現役なら TPP に絶対参加しない」と述べた、そのマハティール氏が2018年、92歳でマレーシア首相に復活した(2020年2月に退任)。

日本が狙われている

～種を含む生産資材の吊り上げ販売、農産物の買い叩きと消費者への吊り上げ販売

コーヒーの国際取引でのネスレなどのグローバル食品企業や種子・農薬企業などの行動で問題にされるのは農家から農産物を買叩いて(種を含む生産資材は高く売りつけ)、消費者に食料品を高く売って「不当な」マージンを得ていることである。

これは途上国農家の貧困と先進国における高い食料価格の大きな要因になっている。諸外国で、それに農家、国民が反発し、大きな市民運動が起こっているときに、日本はそれに逆行し、グローバル企業の餌食になろうとしている。それが日本における種をめぐる動きに端的に表れている。

「種は命の源」→「種は企業の儲けの源」

種苗法改定は海外流出の歯止め?～自家増殖制限は海外依存を促進する

種苗法の改定で、次の流れが完成した。国・県によるコメなどの種子の提供事業をやめさせ(種子法廃止)、その公共種子(今後の開発成果も含む)の知見を海外も含む民間企業に譲渡せよと命じ(農業競争力強化支援法)、次に、農家の自家増殖を制限し、企業が払下げに取得した種を毎年購入せざるを得ない(増殖は許諾してもらえない)流れができた(種苗法改定)。

種苗法は、植物の新品種を開発した人が、それを利用する権利を独占できると定める法律。ただし、種の共有資源的性質に鑑み、農家は自家採種してよいと認めてきた(21条2項)。今回の改定案は、その条項を削除して、農家であっても登録品種を無断で自家採種してはいけないことにした。また、新品種の登録にあたって、その利用に国内限定や栽培地限定の条件を付けられるようにした。これらによって日本の種苗の海外への無断持ち出しを抑制することが目的とされている。これには、ぶどうの新品種シャインマスカットのように海外に持ち出され、多額の国費を投入して開発した品種が海外で勝手に使われ、それによって日本の農家の海外の販売市場が狭められ、場合によっては逆輸入で国内市場も奪われかねない、という背景がある。しかし、

①種苗の自家増殖を制限する種苗法改定の目的は種苗の海外流出の防止という説明は破綻した。農家の自家増殖が海外流出につながった事例は確認されておらず、「海外流出の防止のために自家増殖制限が必要」とは言えない。決め手は現地での品種登録で、種苗法改定とは別である。つまり、種苗の海外流出の原因は農家の自家増殖ではない。自家増殖制限しても、ポケットに入れていけば持ち出せる。決め手は現地での品種登録で取り締まること。シャインマスカットはそれを忘れた。

②むしろ、「種子法廃止→農業競争力強化支援法8条4項→種苗法改定」で、コメ大豆の公共の種事業をやめさせ、その知見を海外も含む民間企業へ譲渡せよと要請し、次に自家増殖を制限したら、企業に渡った種を買わざるを得ない状況をつくる。つまり、自家増殖制限は種の海外依存を促進しかねない。

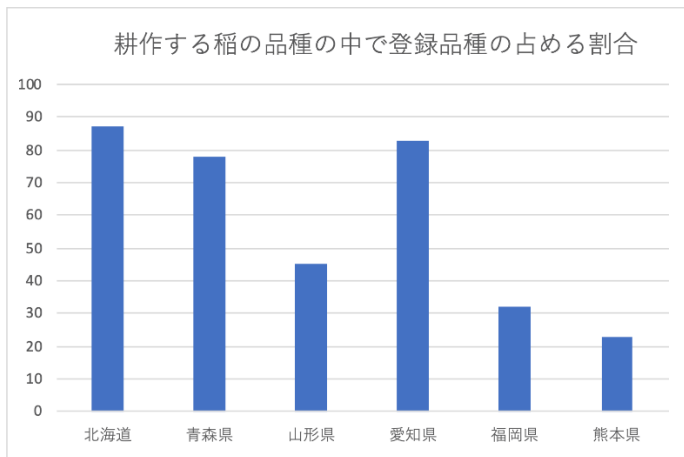
③種苗法改定の最大の目的は知財権の強化による企業利益の増大＝種を高く買わせることである。TPP(環太平洋連携協定)では製薬会社から莫大な献金をもらった米国共和党議員が新薬のデータ保護期間を延長して薬価を高く維持しようとした。基本構造は同じである。

④また、農家の権利を制限して企業利益の増大につなげようとするのは、人の山を勝手に切ってバイオマス発電した儲けは企業のものにし、漁民から漁業権を取り上げて企業が洋上風力発電で儲ける道具にするという農林漁業の一連の法律改定とも同根である。

⑤そして、議論が「許諾を得て自家採種できる。かつ許諾料負担はわずかだ」と許諾料の水準にすり替えられた。問題は、公共の種が企業に移れば自家増殖を許諾してもらえず、毎年買わざるを得なくなることだ。育種家の利益を増やさないと育種が進まないというが、裏返せば、それは種苗を使用する農家の負担は必然的に増えることを意味する。

⑥また、登録品種は1割程度しかないから影響ないというデータの根拠は次々と崩壊している(下図)。かつ、在来種に新しい形質(ゲノム編集も)を加えて登録品種にしようとする誘因が高まるから、それが広がれば、在来種が駆逐されていき、

多様性も安全性も失われ、種の価格も上がり、災害にも脆弱になる。



資料: 印鑰智哉氏。鈴木宣弘研究室も調査に協力。

さらに、農家が良い種を選抜して自家採種を続けていた在来種が変異して、すでに登録されている品種の特性と類似してきていた場合に、「特性表」だけに基づいて、登録品種と同等とみなされて権利侵害で訴えられる可能性も指摘されている。

実際に、日本の種子価格の推移を見てみると、民間の種が圧倒的に増えた野菜では、1951年から2018年の間に、種の価格は17.2倍になったのに対して、種子法で公共の種が供給されてきたコメ・麦・豆については、2~5倍に抑制されている*。*種子法廃止の目的が民間参入による種子価格の低下とされたのは論理破綻。

表 1951年~2018年の種子価格の上昇倍率

野菜	17.2倍
コメ	4.0倍
小麦	2.1倍
豆	5.4倍
イモ	5.7倍

資料: 農水省 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/>

表 1 水稻種子の販売価格 (20kg あたり)

開発者	品種	価格	生産量
北海道	きらら397	7,100円	78,191ト
青森県	まっしぐら	8,100円	136,010ト
三井化学アグロ	みつひかり	80,000円	4,414ト

(農水省穀物課調べ、価格は生産者渡し価格)

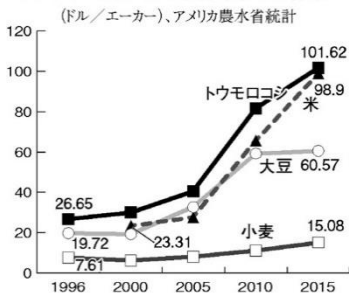
みつひかり(F1)-業務用多収米 吉野家
 つくばSD1(F1, 住友化学)-業務用多収米 セブンイレブン
 とねのめぐみ(モンサント)-家庭用多収米 価格は2倍強
 いずれも高い防虫性、農薬耐性

表 2 生産コストに占める種苗費の割合

米	小麦	大豆	露地野菜
2.7%	4.1%	4.8%	8.1%

*野菜は露地野菜経営統計の単純平均。
 アスパラガスの16.9%を最高に、ブロッコリー 12.5%、ナス、ピーマン、タマネギ、ニンジンが11%前後。
 *米、小麦、大豆は生産費統計、野菜は営農類型別経営統計から作成

図 アメリカでの種子費用の推移



「農民連ブックレット」2017年5月(鈴木宣弘・北出俊昭・久野秀二・紙智子・真嶋良孝・湯川喜朗)

⑦ただし、農水省を責めるのは酷である。自らの意思と別次元からの指令で決まったことに苦しい理由付けと説明をさせられているのが農水省の担当部局である。畜安法改定、漁業法改定、森林の新法も同じで、良識ある官僚は断腸の思いだろ

う。

⑧安全保障の要の食料の、その源は種である。野菜の種は日本の種苗会社が主流とはいえ、種採りの9割は外国の圃場だ。種まで遡ると野菜の自給率は8割でなく8%しかない。コロナ禍で海外からの種の供給にも不安が生じた。さらに、コメ麦大豆も含めて自家増殖が制限され、海外依存が進めば、種＝食料確保への不安が高まる。

⑨「種は誰のものなのか」ということをもう一度考え直す必要がある。種は何千年もみんなで守り育ててきたものである。それが根付いた各地域の伝統的な種は地域農家と地域全体にとって地域の食文化とも結びついた一種の共有資源であり、個々の所有権は馴染まない。育成者権はそもそも農家の皆さん全体にあるといってもよい。

種を改良しつつ守ってきた長年の営みには莫大なコストもかかっているといえる。そうやって皆で引き継いできた種を「今だけ、自分だけ、金だけ」の企業が勝手に素材にして改良し登録して儲けるのは、「ただ乗り」して利益を独り占めする行為だ。だから、農家が種苗を自家増殖するのは、種苗の共有資源的側面を考慮すると、守られるべき権利という側面がある。

諸外国においても、米国では特許法で特許が取られている品種を除き、種苗法では自家増殖は禁止されていない。EUでは飼料作物、穀類、ばれいしょ、油糧及び繊維作物は自家増殖禁止の例外に指定されている。小規模農家は許諾料が免除される。「知的所有権と公的利益のバランス」を掲げるオーストラリアは、原則は自家増殖可能で、育成者が契約で自家増殖を制限できる(印鑰智哉氏、久保田裕子氏)。

「育種家の利益増大＝農家負担の増大」は必然である。もちろん、育種しても利益にならないならやる人がいなくなる。しかし、農家の負担増大は避けたい。そこで、公共の出番である。育種の努力が阻害されないように、よい育種が進めば、それを公共的に支援して、育種家の利益も確保し、使う農家も自家採種が続けられるよう、育種の努力と使う農家の双方を公共政策が支えるべきではなかろうか。

つまり、地域の多様な種を守り、活用し、循環させ、食文化の維持と食料の安全保障につなげるために、シードバンク、参加型認証システム、有機給食などの種の保存・利用活動を支え、育種家・種採り農家・栽培農家・消費者が共に繁栄できる公共的支援の枠組(川田龍平議員提案の在来種<ローカルフード>保本法など)の検討が必要ではないだろうか。

(注1) 歴史的事実を踏まえて大きな流れ・背景を読む

何事も歴史的事実・経験も踏まえて、背景にある大きな流れを読むことが必要である。問題は、農水省の担当部局とは別の次元で、一連の「種子法廃止→農業競争力強化支援法8条4項→種苗法改定」を活用して、「公共の種をやめてもらい→それをもらい→その権利を強化してもらう」という流れで、「種を制する者は世界を制する」との言葉の通り、種を独占し、それを買わないと生産・消費ができないようにして儲けるのを行動原理とするグローバル種子企業が南米などで展開してきたのと同じ思惑が、「企業→米国政権→日本政権」への指令の形で「上の声」となっている懸念である。コロンビアでは種苗法が改定され、登録品種の自家増殖が禁止され、そして、農産物の認証法が改定され、認証のない種子による農作物の流通が実質的にできなくなるという2段階で在来種が排除されたが、農家は立ち上がり、独自の参加型認証システムで対抗した(印鑰智哉氏)。

世界中で抵抗にさらされているグローバル種子企業に関連した「便宜供与」の8連発が日本で行われている。

- ①種子法廃止(公共の種はやめてもらう)、
- ②種の譲渡(これまで開発した種は企業がもらう)、
- ③種の無断自家採種の禁止(企業の種を買わないと生産できないように)、
- ④遺伝子組み換えでない(non-GM)表示の実質禁止(2023年4月1日から)、
- ⑤全農の株式会社化(non-GM穀物の分別輸入は目障りだから買収)、
- ⑥GMとセットの除草剤の輸入穀物残留基準値の大幅緩和(日本人の命の基準は米国の使用量で決める)、
- ⑦ゲノム編集の完全な野放し(勝手にやっても表示も必要なし、2019年10月1日から)、
- ⑧農産物検査法の改定(輸入米を含む、未検査の様々なコメ流通を促進)*。

全農の株式会社化もグローバル種子企業と穀物メジャーの要請で農協「改革」に組み込まれた。子会社の全農グレインがNon-GM穀物を日本に分別して輸入しているのが目障りだが、世界一の船積み施設を米国に持っているので買収することにしたが、親組織の全農が協同組合だと買収できないので、米国からの指令を一方向的に受け入れる日米合同委員会で全農の株式会社化が命令された。

消費者庁は「遺伝子組み換えでない」という表示をごく微量の混入も摘発することで実質できなくする「GM非表示」化方針を出した。これも、日本の消費者の要請に応えたかのように装いながら、グローバル種子企業からの要請そのままである。しかも、消費者庁の検討委員会には米国大使館員が監視に入っていたという。すでにnon-GMの国産大豆豆腐から業者が撤退しつつある。

カリフォルニアではGM種子とセットのグリホサート(除草剤)で発がんしたとしてグローバル種子企業に多額の賠償判決①早い段階から、その薬剤の発がん性の可能性を企業が認識していたこと、②研究者にそれを打ち消すような研究を依頼していたこと、③規制機関内部と密接に連携して安全だとの結論を誘導しようとしていたこと、④グリホサート単体での安全性しか検査しておら

ず、界面活性剤と合わさったときに強い毒性が発揮されることが隠されていること*、などが窺える企業の内部文書が判明)がいくつも下り、世界的にグリホサートへの逆風が強まっている中、それに逆行して、日本はグリホサートの残留基準値を極端に緩和した(後述)。*グリホサートは細胞壁、細胞膜をくぐり抜ける力を持たないので、純粋なグリホサートをかけても植物は枯れさせない。細胞の中に入れないからである。ラットに与えてもラットにはさほどの健康被害は生まれません。ほとんど通過してしまうからである。それでは農業として使えないから、実際に売られているラウンドアップなどには細胞の中に入れていけるように界面活性剤などの添加剤が加えられている。添加剤入りのグリホサートは植物の細胞に入り、植物がアミノ酸作れなくなって枯れてしまう、ラウンドアップを農業の安全性審査と同様に薄めて、ラットに与えるとラットは 90 日過ぎるあたりから腫瘍ができて、寿命を全うできなくなってしまう。つまり売られている状態で検査すれば間違いなく有害であるのに、農業の承認プロセスでは純粋な単体で図るので安全とされてしまう(印輪智哉氏)。

ゲノム編集(切り取り)では、**予期せぬ遺伝子喪失・損傷・置換が世界の学会誌に報告されているのに、米国に呼応し、GM に該当しないとして野放しになった(届け出のみでよく、最低限の選ぶ権利である表示も消費者庁は求めたが、圧力で潰され義務化されず、2019 年 10 月 1 日解禁された。日本の消費者は何もわからないままゲノム食品の実験台になる)**。遺伝子操作の有無が追跡できないため、国内の**有機認証にも支障**をきたすし、ゲノム編集の表示義務を課している EU などへの輸出ができなくなる可能性がある(印輪智哉氏)。現在、GM については、大豆油、しょうゆなどは、国内向けは GM 表示がないが、EU 向けには「遺伝子組み換え」と表示して輸出している。

M 社(GM 種子と農薬販売)とドイツの B 社(人の薬販売)の合併は、米麦も GM 化され、種の独占が進み、病気になった人を B 社の薬で治す需要が増えるのを見込んだ「**新しいビジネスモデル**」だという声さえある。民間活力の最大限の活用、民営化、企業参入、と言っているうちに、気が付いたら国が実質的に「乗っ取られていた」という悪夢は様々な角度から進行しかねない。すべてにおいて**従順に従う日本がグローバル種子企業のラスト・リゾート**になりかねない。日本政府は**国民の命を犠牲にして何を守ろうとしているのか**。

*農産物検査法改定の経緯

種苗法の改定で終わりではなかった。さらに農産物検査法改定が加わろうとしている。産地品種銘柄(都道府県が指定して検査体制を確保し、コメの産地・品種・産年が表示できるようにする仕組み)を廃止し、自主検査を認め、未検査米に対する表示の規制を廃止するという。その経緯は以下のとおりである。

- ・2019 年 3 月「農産物規格・検査に関する懇談会」が農業競争力強化支援法を踏まえ、規制緩和が必要とする論点整理
- ・2020 年 4 月 規制改革推進会議の第 9 回農林水産ワーキンググループに(株)ヤマザキライスから意見書(表 2 を参照)が提出され、それを反映した「農産物検査規格の見直し」を盛り込んだ規制改革実施計画を提言
- ・同年 7 月 閣議決定され、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」が立ち上がり、ここで結論が出される。閣議決定は(株)ヤマザキライスの要望をほぼそのまま盛り込んだ内容。以上、安田節子(2020)参照。

【表 2】(株)ヤマザキライスが規制改革推進会議・第 9 回農林水産WG に提出した意見書(要旨)

- ・現在の玄米検査から、精米検査での銘柄表示を可能にすること。国際的な穀物物流は白米である。
- ・紙袋(一袋 30kg)での検査からフレコン(約 1 t)での検査を可能にすること。
余マスの見直し(現行では検査用に余分にコメを入れる)。フレコンでは 7 kg 余分なコメを入れなければならない。
- ・一等、二等の等級を無くし、等級制度を段階的に廃止すること。
- ・自主検査(自主品質表示)を可能にすること(現在は農協など認定団体がおこなっている)。
- ・未検査米に産地、産年、品種表示ができるようにすること。
- ・「未検査米」表示の撤廃。
- ・「産地品種銘柄指定」(たとえば魚沼産コシヒカリ)などを見直し、全国的な「品種銘柄」を設定すること。

出所: 安田節子「種苗法改定でコメはどうなる?」2020 年 10 月 29 日

<https://www.chosyu-journal.jp/shakai/18930>

コメ等級の廃止はカメムシ斑点米対処のネオニコチノイド系農薬の削減につながる利点がある。一方、コメ検査の緩和は、様々なコメの流通をしやすくする側面はあるが、品質保証に不安が生じるだけでなく、輸入米の増加(安田節子氏)や民間企業によるコメ生産・流通の「困り込み」の促進につながる懸念(印輪智哉氏)も指摘されている。

農家の自家増殖制限とコメ検査の緩和が相俟って、企業が主導して種の供給からコメ販売までの生産・流通過程をコントロール

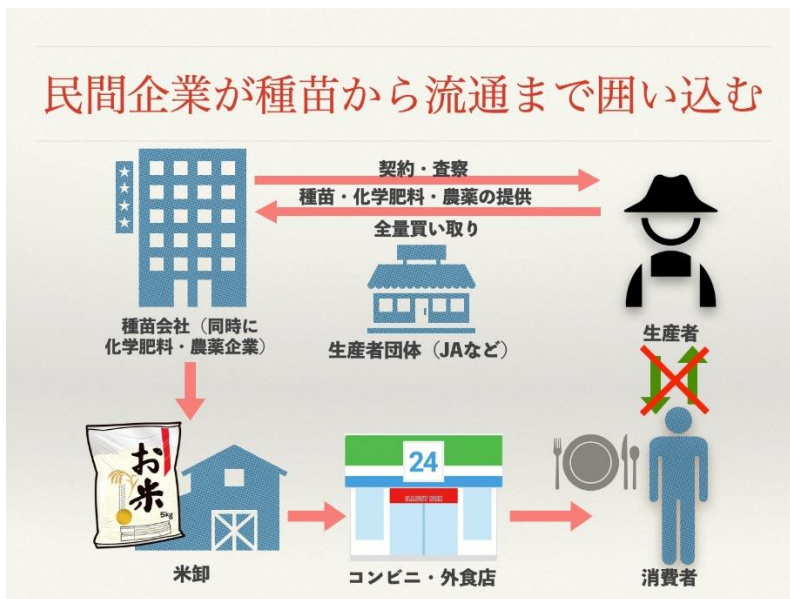
しやすい環境を提供する。種を握った種子・農薬企業が種と農薬をセットで買わせ、できた生産物も全量買い取り、販売ルートは確保するという形で、農家を囲い込んでいくことが懸念される。

都道府県とJAが産地品種銘柄を中心に主導するコメ流通は崩されていく可能性がある。そういう中で、積極的に、企業と農家との間にJAが入ることによって、JAも集荷率を維持し、農家の不利益にならないような取引契約になるよう踏ん張れる側面もあるかもしれないが、種も肥料も農薬も指定された契約になると、「優越的地位の乱用」を許し、従属的關係に陥る危険もある。

本来、農協は共販によって取引交渉力の強い買手と対峙して農家(ひいては消費者)の利益を守るためにあるが、各JAが企業主導の生産・流通に組み込まれてしまうと、そうした農協の役割が地域レベルでも、全国レベルでも、削がれてしまうリスクがある。

これは、農家・農協のみならず、地域の食料生産・流通・消費が企業の「支配下」におかれることを意味する。農家は買ったたかれ、消費者は高く買われ、地域の伝統的な種が衰退し、種の多様性も伝統的食文化も壊され、災害にも弱くなる。予期せぬ遺伝子損傷などで世界的に懸念が高まっているが、我が国では表示もなしで野放しにされたゲノム編集も進行する可能性が高く、食の安全もさらに脅かされる。

JAとしての対応が問われるとともに、生産から消費まで、国民全体の食料安全保障のあり方が問われている。食料は命の源であり、その源は種である。我々は、地域で育ててきた大事な種を守り、改良し、育て、その産物を活用し、地域の安全・安心な食と食文化を守るために結束するときである。この取組みの具体型のヒントは、川田龍平議員などを中心に提案されているローカルフード保全条例と、その実施のための予算を提供する国レベルのローカルフード保全法の検討に見いだされる。



出所: 印輪智哉『種苗法改正その後』

地域の多様な種を守り、活用し、循環させ、食文化の維持と食料の安全保障につなげるために、シードバンク、参加型認証システム、有機給食などの種の保存・利用活動を支え、育種家・種採り農家・栽培農家・消費者が共に繁栄できる地域の構成員の連帯と公共的支援の枠組みの具体化が急がれる。生産から消費までのトレーサビリティを確立すれば、表示義務がなくともゲノム編集食品などの不安な食品を地域社会から排除できる(「ゲノム編集ではない」という任意表示は可能であることが活路になる)。

(注2) 種子法廃止(2018年4月1日)に備えた「通知」(2017年11月)は、「従来通りの都道府県による体制が維持できるように措置する」という附帯決議に反して、早く民間事業者が取って代われるように、移行期間においてのみ都道府県の事業を続け、その知見も民間に提供して、スムーズな民間企業への移行をサポートしろと指示している。つまり、早くグローバル種子企業が儲けられる下地を農研機構や都道府県が準備することを要請している。重大なことは、農水省の担当部局と主要県の担当部署が相談して都道府県の従来通りの事業が引き続きできるとの案を工夫して作って合意したのだが、「上」からの一声で、「県が継続して事業を続けるのは企業に引き継ぐまでの期間」と入れられてしまい、出てきた最終版を見て、県が啞然としたという事実だ。

「畜安法」と同様、農水省の担当部局が頑張っても、その意思と反する方向に導かれてしまうことになった。畜安法では、懸念を表明した担当局長と課長は「異動」になった。それでも、「省令で『いいとこどり』の二股出荷は拒否できるように規定するから」と担当部局長(現次官)は酪農関係者に説明し、実際、彼らは一生懸命知恵を絞っていた。しかし、「上」からの「生乳出荷は自由選択にしたんだ。小細工すると、君もわかっているよね」との圧力で、結局、有効な生乳共販弱体化の歯止めはできなかった。

今の官邸は反対する声を抑えつけていく手口が巧妙だ。そこで「これ以上抵抗を続けると干される。逆に官邸に従えば、昇進の目が広がるかもしれない」と考えて、「昇進の暁には官邸(裏に経産省)と米国と財界のための『改革』を仕上げます」と宣言して異例の昇進をした事務次官は「農水省に葬式を出すために次官になった」と公言した。この人事は「論功行賞」(国税庁長官、イタリア

一等書記官人事)でなく「とどめ刺せ」人事だった。官邸における各省のパワー・バランスが完全に崩れ、従来から**関連業界と自らの利害のためには食と農林漁業を徹底的に犠牲にする**工作を続けてきた省が官邸を「掌握」している今、**命・環境・地域・国土を守る特別な産業という扱いをやめて、農林漁業を「お友達」の儲けの道具に捧げるために、農水省の経産省への吸収も含め、農林漁業と関連組織を崩壊・解体させる「総仕上げ」が進行している**。次の次官は食料安保課長もやって、国内農林水産業振興に理解があり、素晴らしい人材だが、路線の修正ができないように**手が打たれていた**。

振り返ると、日本の農林漁業を守り、国民への安全な食料供給の確保を使命としてきた農林水産省にとって、TPP 交渉への参加は、長年の努力を水泡に帰すもので、あり得ない選択肢であった。何としても阻止すべく、総力を挙げて闘ったが、押しきられた。痛恨の極みだった。次には、重要 5 品目を除外する国会決議も守れなかったが、コメなどの被害を最小限に食い止めるために農水官僚が必死に頑張ったのは確かだ。畜安法、種子法、漁業法、林野と、農林漁家と地域を守るために、知恵を絞って作り上げ、長い間守ってきた仕組みを、自らの手で無惨に破壊したい役人がいるわけではない。それらを自身で手を下させられる最近の流れは、まさに断腸の思いだろうと察する。農水省の「変節」を批判するのは容易いが、良識ある官僚は頑張っていることは忘れてはいけな

すでに買い叩かれている農産物

食料関連産業の規模は、1980 年の 49.5 兆円から、2011 年には 76.3 兆円に拡大している。けれども農家の取り分は 13.5 兆円から 10.5 兆円に減少し、シェアは 27.3%から 13.7%に落ち込んでいる。

また、次表は、我々の試算で、数字が 0.5 のとき、産地と小売の力関係が五分五分で、0.5 より小さく、0 に近づくほど、農家が買い叩かれていることを示す。我々が試算したすべての品目で、**農産物は買い叩かれている**ことがわかる。

表 4 産地 vs 小売の取引交渉力の推定結果

品目	産地vs小売
コメ	0.11
飲用乳	0.140
だいこん	0.471
にんじん	0.333
はくさい	0.375
キャベツ	0.386
ほうれんそう	0.261
ねぎ	0.416
なす	0.399
トマト	0.338
きゅうり	0.323
ピーマン	0.446
さといも	0.284
たまねぎ	0.386
レタス	0.309
ばれいしょ	0.373

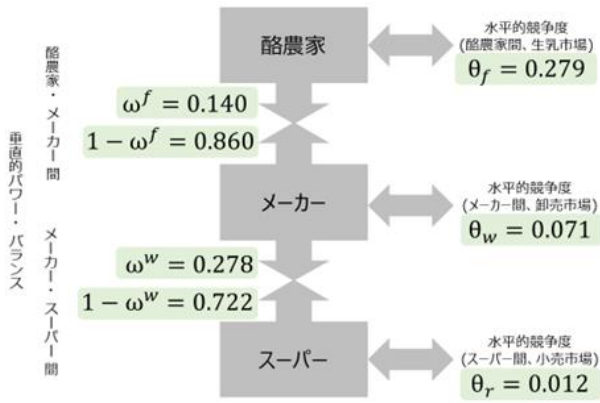
注) 産地の取引交渉力が完全優位=1,完全劣位=0。飲用乳は vs メーカー。

出所:結城(2018)、佐野(2019)、大林(2020)。

酪農における農協・メーカー・スーパー間の力関係を詳しくみると、スーパー対メーカー間の取引交渉力は 7 対 3 で、スーパーが優位。酪農協対メーカーは 1 対 9 で生産サイドが押されている。だから **2008 年に餌危機**のとき、**餌代が kg あたり 20 円も上がって、生産者が何とかしてくれと言ったけれど、小売大手が駄目だと言って、酪農家がバタバタと倒れた**。これは日本が最も顕著だった。

他の国では小売価格も 3 カ月のうちに 30 円も上がって、皆が自分たちの大事な食料を守るシステムが動いた。このシステムが働かないのが日本である。これも「今だけ、金だけ、自分だけ」の「3 だけ主義」だ。**買い叩いてビジネスができればいい、消費者も安ければいいと。こんなことをやって、生産者がやめてしまったら困るのは国民である。みなで泥舟に乗って沈んでいくようなものだと認識して、どうやって自分たちの食料を守っていくのかを考えなくては**いけない。

図3 酪農協・メーカー・スーパー間のパワー・バランスの推定値



資料: 結城知佳・佐藤赳・鈴木宣弘による。

(注) $\omega=0$ が完全劣位。 $\omega=1$ が完全優位。 $\theta=0$ が完全競争。 $\theta=1$ が完全協調

カナダの牛乳は1リットル 300 円で、日本より大幅に高いが、消費者はそれに不満を持っていない。筆者の研究室の学生のアンケート調査に、カナダの消費者から「米国産の遺伝子組み換え成長ホルモン入り牛乳は不安だから、カナダ産を支えたい」という趣旨の回答が寄せられた。生・処・販のそれぞれの段階が十分な利益を得た上で、消費者もハッピーなら、高くても、このほうが皆が幸せな持続的なシステムではないか。「売手よし、買手よし、世間よし」の「三方よし」が実現されている。

危ない食料・農業は日本向け

安全性を犠牲にした安さに飛びつく国民

日米交渉でまず決まるのが BSE 月齢制限撤廃と防カビ剤表示～量だけでなく質の食料安全保障の危機

2019 年 11 月に署名された日米貿易協定においても、今後の追加交渉も含めて、食料の安全基準も争点となっている。米国が以前からの懸案事項として優先している事案が二つあった。BSE(牛海綿状脳症)と収穫後(ポストハーベスト)農薬である。

まず、BSE に対応した米国産牛の月齢制限を TPP の「入場料」(日本が交渉参加したいなら前もってやるべき事項)の交渉で 20 カ月齢から 30 カ月齢まで緩めた(日本政府は自主的にやったことで TPP とは無関係と説明した)が、さらに、国民には伏せて、米国から全面撤廃を求められたら即座に対応できるように食品安全委員会は準備を整えてスタンバイしていた。米国は一応 BSE の清浄国になっているので(実態は検査率が非常に低いため感染牛が出てこないだけ＝日本のコロナ感染者と同じ。また、屠畜での危険部位の除去もきちんと行われていない)、30 カ月齢というような制限そのものをしてはいけなからだ。そして、ついに、2019 年 5 月 17 日に撤廃された。これは、国内向けにはそうとは言えないが、日米交渉の実質的な最初の成果として出された。



TPP の交渉過程で日本だけが裏で二国間協議をやらされて、そこで日本は改善認めてしまっていた。2013 年秋に米国側文書(USTR2014 年 SPS 報告書 p.62)で発覚し、当時、政府はそんな約束は断固してしないと云ったが、のちに明らかになった TPP の交換公文(サイドレター)にも日本政府がその時点で米国の要求に応じて規制を緩和すると約束したと書いてあった。

「主婦と生活社」の徳住亜希さん提供

もう一つは収穫後農薬である。日本では収穫後に防カビ剤などの農薬をかけるのは禁止だが、米国から果物や穀物を運んでくるのにかげないとカビが生えてしまう。1975 年 4 月、日本側の検査で、米国から輸入されたレモン、グレープフルーツなどの柑橘類から防カビ剤の OPP(オルトフェニルフェノール)が多量に検出されたため、倉庫に保管されていた大量の米国産レモンなどは不合格品として、海洋投棄された。

これに対して米国政府は「日本は太平洋をレモン入りカクテルにするつもりか」と憤慨し、日本からの自動車輸出を制限するなど「日米貿易戦争」に発展したため、1977 年に、OPP は(収穫前にかけると農薬だが)、「禁止農薬でも米国が収穫後にかけると食品添加物に変わる」というウルトラ C の分類変更で散布を認めた。「自動車輸出の代償として国民の健康を犠牲にした」とも言われた(https://biz-journal.jp/2017/05/post_18998.html)。自動車で脅され、農業・食料を差し出していく構造は今も変わらない。こんなことまでして認めてあげているのに、米国はまた怒って、食品添加物に分類すると輸入したパッケージに OPP やイマザリルと書かれる。これは不当な米国差別だからやめろと言いつつ、現在進行中の日米交渉で表示そのものの撤廃が待ち受けていると思わ

れる。

危険な食品は日本に向かう 使い分けるオーストラリア

先日、あるセミナーの開会の挨拶で「ヨーロッパでは(医学界で乳がん細胞の増殖因子とされているエストロゲンなどの成長ホルモンが肥育時に投与されている)米国の牛肉*は食べずに、オーストラリアの牛肉を食べています」との紹介があったので、そのあとの私の話の中で、次のことを補足させてもらった。「日本では、米国の肉もオーストラリアの肉も同じくらいリスクがあります(ホルモン・フリー表示がないかぎり)。オーストラリアは使い分けて、成長ホルモン使用肉を禁輸している EU に対しては成長ホルモンを投与せず、ザルになっている日本向けには、しっかり投与しています。」*札幌の医師が調べたら米国の赤身牛肉はエストロゲンが国産の 600 倍も検出された。

米国は米国産牛肉の禁輸を続ける EU*に怒り、2019 年にも新たな報復関税の発動を表明したが、EU は米国からの脅しに負けずに、ホルモン投与の米国牛肉の禁輸を続けている。そうした中、最近、米国もオーストラリアのように EU 向けの牛肉には肥育時に成長ホルモンを投与しないようにして輸出しようという動きがあると聞いている。*EU は米国の肉をやめてから 7 年(1989~2006)で、多い国では乳がんの死亡率が 45%減ったというデータが学会誌に出ている(アイスランド▲44.5%、イングランド&ウェールズ▲34.9%、スペイン▲26.8%、ノルウェー▲24.3%『BMJ』2010)。

かたや、日本は国内的には成長ホルモン投与は認可されていないが、輸入*については、ごくわずかなモニタリング調査だけで、しかも、サンプルを取ったあとは、そのまま通関はされて市場に出るので、実質的には、ほとんど検査なしのザルになっている。だから、オーストラリアのような選択的対応の標的となる。オーストラリアからの輸入牛肉がこういう状態にあることは日本の所管官庁も認めている(筆者が電話で聞き取った)。*牛肉の約 70%が輸入

米国では敬遠され始めた「ホルモン」牛肉

最近、女性誌で、「米国国内でも、ホルモン・フリーの商品は通常の牛肉より 4 割ほど高価になる*のだが、これを扱う高級スーパーや飲食店が 5 年前くらいから急増している」と紹介されている。また、ニューヨークで暮らす日本人商社マンの話として、「アメリカでは牛肉に『オーガニック』とか『ホルモン・フリー』と表示したものが売られていて、経済的に余裕のある人たちはそれを選んで買うのがもはや常識になっています。自分や家族が病気になっては大変ですからね。」と紹介されている。https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20200217-00000001-moneypost-bus_all&p=2 *ホルモン使用でそんなにも安くなっているということを知る必要がある。

一方の日本人は、日米貿易協定が 2020 年 1 月 1 日に発効した、その 1 月だけで前年同月比で 1.5 倍に米国産が増えるほど、米国の成長ホルモン牛肉に喜んで飛びついている「嘆かわしい」事態が進行している。米国も、米国国内や EU 向けはホルモン・フリー化が進み、日本が選択的に「ホルモン」牛肉の仕向け先となりつつある。

中国・ロシアも禁輸のラクトパミン

また、ラクトパミン*という牛や豚の餌に混ぜる成長促進剤にも問題がある。これは人間に直接に中毒症状も起こすとして、ヨーロッパだけではなく中国やロシアでも国内使用と輸入が禁じられている。日本でも国内使用は認可されていないが、輸入は素通りになっている。*ラクトパミンと rbST の国際的な安全性はコーデックス委の投票で決まった。

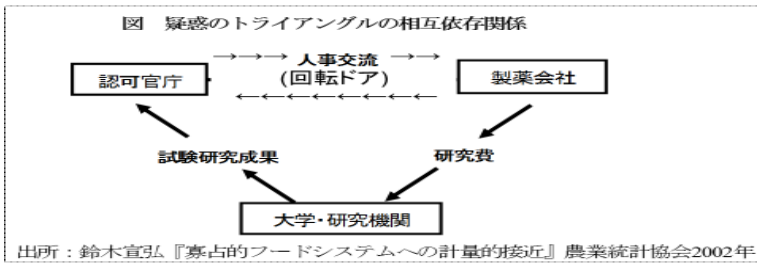
乳製品も同じ構造か

米国乳製品の安全性も心配である。米国は、M 社開発の遺伝子組み換え(GM)牛成長ホルモン(rBGH あるいは rbST*と呼ばれる)、なんとホルスタインへの注射 1 本で乳量が 2~3 割も増えるという「夢のような」ホルモンを、絶対安全として 1994 年に認可した。ところが、数年後には乳がん、前立腺がん発症率が 7 倍、4 倍と勇気ある研究者が学会誌に発表したので、消費者が動き、今では、米国のスターバックスやウォルマートやダノンでは「うち使っていません」と宣言せざるを得ない状況になっているのに、認可もされていない日本には素通りしてみんな食べている。米国で締め出されつつある「ホルモン」乳製品が日本に来ていることになる。日米貿易協定でもっと米国乳製品が増える(米国酪農界は第二弾交渉で TPP11 各国に付けられてしまった米国産の失地回復を強く求めている)。

日本の酪農・乳業界は、風評被害で自分たちの牛乳も売れなくなると心配して、そっとしておくという対応をやめて、GM 牛成長ホルモンについての情報をきちんと伝えるべきである。それが国民の命と健康にかかわる仕事をしている者の当然の使命であるし、自分たちは使用せず、ホンモノを提供しているのだから、それを明確に伝えることは消費者への国産牛乳・乳製品への信頼と消費増大に寄与するはずである。

米国では、バーモント州が、その使用を表示義務化しようとしたが、M 社の提訴で阻止された。かつ、rbST-free(不使用)の任

意表示も、「成分に差がない」(No significant difference has been shown between milk from rBGH/rbST -treated and untreated cows.)との注記を FDA(食品医薬品局)は条件とした。米国の消費者は、個別表示できなくされても、店として、流通ルートとして「不使用」にしていく流れをつくって安全・安心な牛乳・乳製品の調達を可能にした。M社は rbST の権利を売却した。このことは、日本の今後の対応についての示唆となる。消費者が拒否すれば、企業をバックに政治的に操られた「安全」は否定され、危険なものは排除できる。日本はなぜそれができず、世界中から危険な食品の標的とされるのか。消費者・国民の声が小さいからだ。



何年前か、東大の大学病院の医師が血圧を下げる降圧剤のデータねつ造で処分された。別の病院の医師から聞いたが、そういう場合は、製薬会社と誓約書を書いているというのだ。薬が効かなかった患者、副作用が出た患者のデータを省いて論文を書くようにと。恐ろしい話だ。

出所：鈴木宣弘『寡占的フードシステムへの計量的接近』農業統計協会2002年

M社からの巨額の研究資金でC大学の世界的権威のB教授が「大丈夫」との研究成果を出したのだから、大丈夫かどうかは?????

米国人が食べないものを日本に送るのか

商品名	ppm
麦のめぐみ全粒粉入り	0.15
ダブルソフト全粒粉	0.18
全粒粉ドーム	0.17
健康志向全粒粉食パン	0.23
ヤマザキダブルソフト	0.10
ヤマザキ超芳醇	0.07
Pasco超熟	0.07
Pasco超熟国産小麦	検出せず
食パン本仕込み	0.07
朝からさっくり食パン	0.08
食パン 国産小麦	検出せず
有機食パン	検出せず
十勝小麦の食パン	検出せず
アンパンマンのミニスナック	0.05
アンパンマンのミニスナックバナナ	痕跡

資料：農民連分析センター調べ。基準値：小麦=30ppm, 玄米=0.01ppm。

(注) 残留基準値は、使用方法を遵守して農薬を適正に使用した場合の、残留試験の結果に基づき、食品安全委員会の定める一日摂取許容量(ADI: Acceptable Daily Intake) の80%を下回っていることを確認したうえで設定される。表の ppm は小麦からつくった食パンからの検出値で、材料の小麦の基準値とは直接比較はできないが、玄米が 0.01ppm であることからすれば、小麦の 30ppm という基準値が異常に高いことがわかる。かりに小麦が玄米と同じ 0.01ppm であれば、食パンからの検出値はかなり高いとみなしうる。そもそも、ADI の80%を超えない水準として設定されている基準値を米国の要請で一気に 6 倍にしてしまうことに科学的合理性が保たれているのだろうか。6 倍にもしたら、ADI の80%を超えてしまうのではないかという疑念が生じる。また、大豆製品では、Rubio ほか(2014)はフィラデルフィアで購入した醤油中のグリホサート分析をし、検査した醤油の 36%で定量下限より多いグリホサートが検出された。有機醤油からグリホサートは検出されなかった(渡部和男、2015)。日本国内の醤油についての検査も不可欠と考えられる。日本人の毛髪からの輸入穀物由来とみられるグリホサート検出率も高い(19/28 人=68 %)

米国の穀物農家は、日本に送る小麦には、発がん性に加え、腸内細菌を殺してしまうことで様々な疾患を誘発する除草剤成分グリホサートを雑草でなく麦に直接散布して枯らして収穫し、輸送時には、日本では収穫後の散布が禁止されている農薬のイマザリルなど(防カビ剤)を噴霧し、「これは〇〇(日本人への蔑称)が食べる分だからいいのだ」と言っていた、との証言が、米国へ研修に行っていた日本の農家の複数の方から得られている。

グリホサートについては、日本の農家も使っているのではないかと、という批判があるが、日本の農家はそれを雑草にかける。それが問題なのではない。農家の皆さんが雑草にかけるときも慎重にする必要はあるが、いま、問題なのは、米国からの輸入穀物に残留したグリホサートを日本人が世界で一番たくさん摂取しているという現実である。

農民連分析センターの検査によれば、日本で売られているほとんどの食パンからグリホサートが検出されているが、当然ながら、国産や十勝産と書いてある食パンからは検出されていない(表)。しかも、米国で使用量が増えているので、日本人の小麦からのグリホサートの摂取限界値を6倍に緩めるよう要請され、2017年12月25日、クリスマス・プレゼントとして緩めた。残念ながら、日本人の命の基準値は米国の必要使用量から計算されるのである。

この動画の発言は何を意味するのか

日本人が標的にされているのではないかと気になる発言がここにもある。Youtube で公開されている動画の中で、米国穀物協

会幹部エリクソン氏は、「小麦は人間が直接口にしますが、トウモロコシと大豆は家畜のエサです。米国の穀物業界としては、きちんと消費者に認知されてから、遺伝子組み換え小麦の生産を始めようと思っているのでしょう。」(8分22秒あたり)と述べている。トウモロコシや大豆はメキシコ人や日本人が多く消費することをどう考えているのかがわかる。われわれは「家畜」なのだろうか。

また、米国農務省タープル次官補は「実際、日本人は一人当たり、世界で最も多く遺伝子組み換え作物を消費しています」(9分20秒あたり)と述べている。「今さら気にしても遅いでしょう」というニュアンスである。

<http://www.youtube.com/watch?v=fcdRJKbtN7o&list=PLF1A9A14137C0250C&index=2>

(タイトル: 怖くて食べれない話ー遺伝子組換えを押し売りするアメリカ)

国産の安全神話の崩壊

輸入品に対する安全基準が緩いため、安全性に不安のある食料が選択的に日本に仕向けられている、つまり、標的が日本だ、という問題だけでなく、国内における農薬などの安全基準そのものが緩いため、「日本産は安全で、輸入品にはリスクがある」という見方を根底から覆す、ないしは、大幅に修正せざるを得ないような事態が進行していることが判明してきた。

日本の農産物は「安全でおいしい」「見た目も美しい」を武器に国内外の消費者にアピールしてきたつもりであった。しかし、世界の新たな潮流に直面し、日本農産物の「安全神話」は崩壊しつつある。近年、EUを中心にアジアなどでも進む農薬の使用基準の強化に日本が取り残されつつあるのである。

タイの農業規制強化の衝撃

タイでは、農薬のパラコート(除草剤)、クロルピリホス(殺虫剤)とグリホサート(除草剤)について、健康への悪影響が懸念されるとしてタイ保健省が使用禁止を求め、タイ政府の有害物質委員会が2019年10月、同年12月から使用、製造、輸出入、所有を禁止する決定を下した。しかし、コスト増加を懸念して農業界が反発し、グリホサートが残留している米国産大豆、小麦などの輸入を妨げるとして米国政府が反発した。これを受けて同委員会は決定を覆し、グリホサートは使用継続としたが、パラコートとクロルピリホスについては時期を2020年6月に遅らせたものの、使用禁止とした。

パラコートもクロルピリホスも、日本でも普通に使用している農薬であるため、これらが禁止されると、タイへのリンゴなどの輸出を増やそうとしていた日本の農家はタイの通関で止められてしまうことになり、途方に暮れている。

NHK クローズアップ現代プラス(2020年10月22日放送)で、りんご農家の片山寿伸さんは「ちょっとでも(検査で農薬が)出ればダメだってことでびっくり。日本国内ではわれらが昔から慣れ親しんで、当たり前のように使ってきた農薬。」と話し、もともと、できる限り農薬を減らしてきたが、禁止される農薬を別の種類に変えることを検討しているが、コストや手間がかかると説明した。

また、「日本は欧米に比べて降水量が倍、日照量が半分だから病害虫が出やすい。病害虫の防除という観点と、残留農薬(の規制)という観点は全く正反対のもので、一方を立てれば一方が立たなくなる。そのバランスをどうって栽培していくかが、生産者としては難しい。」と述べた。

確かに、欧米に比べて「降水量が2倍、日照量が半分」といわれる病害虫の出やすい気候条件においては農薬の使用量が増えざるを得ない側面、また、消費者・食品流通業界からも期待・要請される、見た目の美しさの維持のための農薬使用が多くなりがち側面はある。しかし、欧米ではなく、同じような気候条件のタイなどのアジア諸国でも、農薬の規制強化が進んでいるのである。

今回、タイが使用禁止を発表した殺虫剤(クロルピリホス)は、2019年までは禁止していたのは5か国だったが、2020年には33か国に急増した。さらにタイが今回禁止を発表したパラコート(除草剤)の禁止国は49か国に及んでいる。



資料: NHK クローズアップ現代プラス(2020年10月22日放送)

世界で強まる農業規制の背景

こうした動きの先頭を走ってきたのが EU である。各国は「コーデックス」という国際基準に基づいて農産物ごとに使用してもいい農薬の種類や量を定めるのが原則である。しかし、EU は、2000 年代から、健康への懸念や環境への影響を訴える市民の声が高まる中、この枠組み以上に厳しい基準を独自に設定して、基準を引き上げてきた。

タイなど、EU 向け輸出に力を入れている国々を中心に、その流れに途上国なども追従して規制強化を進めており、それが世界的に広がってきている。結果として日本より厳しい基準になるケースが増えているのである。



資料: NHK クローズアップ現代プラス(2020 年 10 月 22 日放送)

グローバル種子・農業企業をめぐる裁判の波紋

国際的な基準以上に厳しい基準を要求する EU 市民の運動の背景には、規制機関に対する信頼の揺らぎがあると思われる。その一つの象徴的な案件は、グローバル種子・農業企業の販売するグリホサートの裁判である。除草剤のグリホサートの散布に従事した人が、それによってがんを発症したとして訴えたのである。

この裁判で、当該企業が、①早い段階から、その薬剤の発がん性の可能性を認識していたこと、②研究者にそれを打ち消すような研究を依頼していたこと、③規制機関内部と密接に連携して安全だとの結論を誘導しようとしていたこと、④グリホサート単体での安全性しか検査しておらず、界面活性剤と合わさったときに強い毒性が発揮されることが隠されていること、などが窺える企業の内部文書(メールのやり取りなど)が証拠として提出された。

企業側は、これらは意図的にごく一部を切り取ったものだと反論している。NHK の取材班への回答は次のとおりである。「文書は原告弁護士が 2,000 万ページ以上の中から意図的に選び出したもので、ラウンドアップが市場に出回っている間のモンサントの行動を代表するものではありません。数々の原告側の申し立ては、独立した専門の規制機関が検証して却下したり、あるいはグリホサート(ラウンドアップの主成分)製品は、それでも安全に使用できると結論づけられました。グリホサート系除草剤は、40 年以上前から世界中で使用され、この種の製品の中で最も厳密に研究されている製品のひとつです。」

しかし、ここ数年、この除草剤を散布していたことが原因で、がんになったと企業を訴える人が相次いで、企業側の敗訴が続いた。以下に、最初の 3 例に関する報道を紹介する。

訴訟① 除草剤で末期がんになつて米裁判 モンサントに約 320 億円の支払い命じる陪審評決 2018 年 8 月 11 日 AFP 通信

訴訟② 米連邦地裁、独バイエルに 88 億円支払い命令～除草剤訴訟 2019 年 3 月 29 日 日経新聞

訴訟③ モンサントに約 2,200 億円の賠償命令、除草剤の発がん性めぐり 3 度目の敗訴 2019 年 5 月 14 日 AFP 通信

その後も当該企業を訴える人が後を絶たず、その数はすでに 10 万人以上に上っている。こうした中、あくまで経済的損失を抑えるためとして、企業側はおおよそ 1 兆円で 75% の原告と和解しようとしている。

この除草剤については、国際がん研究機関を除けば、欧州食品安全機構、米国環境保護庁といった多くの規制機関が、発がん性は認められない、としている。しかし、裁判で明らかにされた企業の内部文書や企業敗訴の判決結果が消費者に与えたのは、規制機関に対する消費者の信頼の揺らぎである。特に、EU では市民運動が高まり、それに対応して消費者の懸念があれば農業などの規制を強化する傾向が強まっている。

タイなど、EU 向け輸出に力を入れている国々は、EU の動向に呼応して規制強化を進めており、それが世界的に広がってきている。これがアクセルを踏もうとしている日本農産物の輸出拡大の大きな壁になってきたということである。

世界的な食の安全への関心の高まり

諸外国における残留農薬基準値と日本との比較調査結果を農水省が 2020 年 3 月に公表した。その意図を農水省は次のように述べている。

我が国におけるコメ、青果物、茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の基準値を満たしていても輸出先国・地域の基準値を満たせずに輸出できない場合がある。

コメ、青果物、茶の輸出における残留農薬に関する課題に対して、輸出先国・地域の基準値も踏まえた防除暦等を使用した生産を促進するとともに、輸出先国・地域の残留農薬基準(インポートトレンス)が設定されるよう、輸出先国・地域の当局への申請に必要な各種試験を実施していくこととしている。

その一環として、コメ、青果物、茶の輸出促進を進めていく参考として、主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値とを比較できるように取りまとめた。

調査対象品目は、コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ(かんきつ類、温州みかん)、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶の13品目。

調査対象国・地域は、日本、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、ロシア、アラブ首長国連邦の17か国・地域。国際基準(コーデックス)も併せて示した。

調査結果表の実例として、いちごの表の一部を掲載した。色がグレー(濃い)の欄は日本よりも農薬の残留基準が厳しいことを意味し、表が全体にグレーに近づいていることがわかる。調査した13品目のほとんどについて同様に表全体がグレーに近く、海外に比べて日本は明らかに農薬残留基準が緩いことがわかる。

ネオニコチノイドやグリホサート、有機リンなどの残留基準が日本で緩いことは比較的知られていたが、それ以外の農薬もほとんど世界レベルよりは緩いという衝撃の結果となっている。これでは、輸出向けだけ農薬を低減し特別に栽培して、国産向けはそのままでよいという方向性で良いのかが問われるべき段階にあると思われる。

Pesticide name	農薬名	日本の基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)		EUの基準値 (µg/kg)	
		許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度
Abamectin	アバメクトリン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
Azinphos-methyl	アジメクトリン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
Chlorpyrifos	クロロピリフェス	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
Cyfluthrin	サイフルスリン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
Imidacloprid	イミダクロプリド	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
Permethrin	ペルメスリン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
Thiophan-methyl	チオファンメチル	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
Triazophos	トリアゾフォス	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

資料: 諸外国における残留農薬基準値に関する情報(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou/kisei.html)

日本では、輸出向けだけに基準クリアのための対応をする傾向があるが、世界的には、タイなど、EU 向け輸出に力を入れている国々を中心に、国内消費者も含めて、国全体の基準を厳しく改定しているということであるから、単に輸出対応という理由だけでなく、全体的に食の安全への意識が高まっていることも推察される。

日本の基準が緩いことのもう一つの問題は、海外からの日本への輸入は入りやすくなるということである。例えば、除草剤は国内では小麦にかける人はいないが、米国では、小麦、大豆、とうもろこしに直接かける。それが残留基準の緩い日本に大量に入ってきて、小麦粉、食パン、しょうゆなどから検出されている。畜産物の成長ホルモン投与も日本では認可されていないが、輸入はザル状態なので、米国からの輸入には含まれている。国産牛肉(天然に持っているホルモンの)の600倍も検出された事例もある。

農薬自体についても、EU で禁止された農薬を日本に販売攻勢をかけるといったことも起きている(印鑰智哉氏、猪瀬聖氏)。猪瀬聖氏が次のように報告している。

「農薬によっては EU 内で使用が禁止されていても製造や輸出は可能で、輸出する場合は当局に届け出なければならない。今回、

グリーンピースとスイスの市民団体パブリックアイが、欧州化学物質庁(ECHA)や各国政府への情報公開請求を通じて農薬メーカーや輸出業者が届け出た書類を入手し、国別や農薬別にまとめた。

2018年に届け出された書類によると、EU内での使用が禁止されている「禁止農薬」の最大の輸入国は米国で、2018年の輸入量は断トツの26,000トン。日本はブラジルに次ぐ3位で、6,700トンだった。日本は単純に量だけ見れば米国の4分の1だが、農地面積が米国の1%しかないことを考えれば、非常に多い輸入量とも言える。

欧州やアジアの多くの国や地域では、パラコートだけでなく、除草剤のグリホサートや殺虫剤のネオニコチノイド、クロルピリホスなど、人や自然の生態系への影響が強く憂慮されている農薬の規制を強化する動きが急速に広がっている。国レベルでは規制が緩やかな米国でも、自治体レベルでは規制強化が進み始めている。

そうした世界的な規制強化の結果、行き場を失った禁止農薬が日本に向かったり、日本からそれらの地域に輸出できなくなった農薬が、国内の消費に回されたりしている可能性が、今回の調査から読み取れる。」
(<https://news.yahoo.co.jp/byline/inosehijiri/20200912-00197982/>)

遺伝子操作の表示の問題

日本からの農産物輸出の阻害要因として、遺伝子操作への表示問題もある。日本ではゲノム編集の表示義務がないので、**遺伝子操作の有無が追跡できないため、国内の有機認証にも支障をきたすし、ゲノム編集の表示義務を課しているEUなどへの輸出ができなくなる**可能性がある(印鑰智哉氏)。現在、遺伝子組み換えについては、大豆油、しょうゆなどは、国内向けは遺伝子組み換え表示がないが、EU向けには「遺伝子組み換え」と表示して輸出している。

有機農業が世界のトレンドに

世界的な有機農産物市場の拡大も急速だ。有機栽培はコロナ禍での免疫力強化の観点からも一層注目され、欧州委員会は、2020年5月に「欧州グリーンディール」として2030年までの10年間に「農薬の50%削減」、「化学肥料の20%削減」と「有機栽培面積の25%への拡大」などを明記した。

1位	中国	415t
2位	エクアドル	278t
3位	ドミニカ	274t
4位	ウクライナ	266t
5位	トルコ	264t
6位	ペルー	207t
7位	アメリカ	170t
8位	UAE	127t
9位	インド	125t
10位	ブラジル	72t
52位	日本	2t

資料: NHK クローズアップ現代プラス(2020年10月22日放送)

EUへの有機農産物の輸出の第1位は中国となっている。しかも、輸出向けだけ有機栽培を増やす国家戦略なのかと思いきや、最新のデータ(印鑰智哉氏提供)によると、中国はすでに世界3位の有機農産物の生産国になっている。これが世界で起きている現実である。

国内市場の見直し

我が国でも「有機で輸出振興を」という取組みも一つの方向性だ。しかし、世界の潮流から日本の消費者、生産者、流通業者、政府が学ぶべきは、まず、世界水準に極端に水を掛けられたままの国内市場だ。

除草が楽にできる有機農法などの技術を開発・確立し、一生懸命に普及に努めている人々がいる(民間稲作研究所など)。国の支援が流れを加速できる。

学校給食を有機にという取組みも多くの人々の尽力で全国に芽が広がりつつある。公共支援の拡充が起爆剤になる。

世界潮流をつくったのは消費者

そして、EU 政府を動かし、世界潮流をつくったのは消費者だ。最終決定権は消費者にあることを日本の消費者も今一度自覚したい。世界潮流から消費者も学び、政府に何を働きかけ、流通業界にどんなシグナルを送り、生産者とどう連携して支え合うか、行動を強めてほしい。それに応えた公共支援が相俟って、安全・安心な日本の食市場が成熟すれば、その延長線上に輸出の機会も広がる。

輸出だけ有機・減農薬の発想でなく、世界の食市場の実態を知ることから足元を見直すことが不可欠な道筋である。そもそも、国内需要の 6 割以上を輸入に取られてしまって、輸出だけ叫んでみても意味がない。海外の潮流を国内にも取り込んで、国内需要と輸出とを含めた総合的な需要創出戦略が必要である。

日本の農産物流通業界にも、見た目重視と安全性とのバランスをどう折り合いをつけるのか、真剣な意識改革と具体的対応が求められているのではないだろうか。

貿易自由化の徹底がもたらす、もう一つの健康被害

あまり論じられていないが、貿易自由化のリスクの一つに食料輸入と窒素過剰の問題がある。日本の農地が適正に循環できる窒素の限界は 124 万トンなのに、すでに、その 2 倍近い 238 万トンの食料由来の窒素が環境に排出されている。

日本の農業が次第に縮小してきている下で、日本の農地・草地在減って、窒素を循環する機能が低下してきている一方、日本は国内の農地の 3 倍にも及ぶ農地を海外に借りているようなもので、そこからできた窒素などの栄養分だけ輸入しているから、日本の農業で循環し切れない窒素がどんどん国内の環境に入ってくる結果である。238 万トンのうち 80 万トンが畜産からで、しかも、飼料の 80% は輸入に頼っているから、64 万トンが輸入のエサによるもので、1.2 億人の人間の尿尿からの 64 万トンの窒素に匹敵する窒素が輸入飼料からもたらされていることになる。

窒素は、ひとたび水に入り込むと、取り除くのは莫大なお金をかけても技術的に困難だという点が根本的問題である。下水道処理というのは、猛毒のアンモニアを硝酸態窒素に変換し、その大半は環境に放出されており、けっして硝酸態窒素を取り除いているわけではない。硝酸態窒素の多い水や野菜は、幼児の酸欠症や消化器系ガンの発症リスクの高まりといった形で人間の健康にも深刻な影響を及ぼす可能性が指摘されている。糖尿病、アトピーとの因果関係も疑われている。乳児の酸欠症は欧米では 40 年以上前からブルーベビー事件として大問題になった。

我が国では、牛が硝酸態窒素の多い牧草を食べて、「ポックリ病」で年間 100 頭程度死亡している(西尾道徳『農業と環境汚染』農山漁村文化協会、2005 年)が、我が国では、ハウレンソウの生の裏ごしなどを離乳食として与える時期が遅いから心配ないとされてきたが、実は、日本でも、死亡事故には至らなかったが、硝酸態窒素濃度の高い井戸水を沸かして溶いた粉ミルクで乳児が重度の酸欠症状に陥った例が報告されている(田中淳子ほか「井戸水が原因で高度のメトヘモグロビン血症を呈した 1 新生児例」『小児科臨床』49、1996 年)。

乳児の突然死の何割かは、実はこれではなかったかとも疑われ始めている。因果関係は確定していないとの理由で、我が国では野菜には基準値が設けられていないが、乳児の酸欠症との関係は明らかなことを考慮すると、事態を重く受け止める必要があるように思われる。

実は、日本では、平均値で、ほうれんそう 3,560ppm、サラダ菜 5,360ppm、春菊 4,410ppm、ターツアイ 5,670ppm などの硝酸態窒素濃度の野菜が流通しており、EU が流通を禁じる基準値、約 2,500ppm を遥かに超えている。また、WHO の許容摂取量(ADI)対比で、日本の 1~6 歳は 2.2 倍、7~14 歳は 1.6 倍の窒素を摂取している。

我々の試算では、例えば、一層の自由化が水田農業の崩壊につながったら、国家安全保障上のリスクに加えて、窒素の過剰率は現状の 1.9 倍から 2.7 倍まで上昇してしまう可能性がある。他にも失うものは数多くある。

- ① カブトエビ、オタマジャクシ、アキアカネなど多くの生き物が激減し、生物多様性にも大きな影響が出る、
 - ② フード・マイルージ(輸送に伴う CO2 の排出)が 10 倍に増える、
 - ③ パーチャル・ウォーター(輸入されたコメをかりに日本で作ったとしたら、どれだけの水が必要かという仮想的な水必要量)も 22 倍になり、水の比較的豊富な日本で水を節約して、すでに水不足が深刻なカリフォルニアやオーストラリアで環境を酷使し、国際的な水需給を逼迫させる、
- などの可能性を筆者らは試算している。

これらのことは、環境に廃棄されている未利用資源(家畜糞尿、食品加工残さ、生ゴミ、作物残さ、草資源等)を肥料や飼料や燃料として利用する割合を高めることも含め、輸入飼料や化学肥料を減らし、農業が自国で資源循環的に営まれることこそが国民の命を守り、環境を守り、地球全体の持続性を確保できる方向性だということを強く示唆している。これ以上の貿易自由化は、こうした観点からも NO である。もちろん、国産の青果物の窒素過剰の現実を改善するための取組みの強化も喫緊の課題と認識すべきと思われる。

表5 コメ関税撤廃の経済厚生・自給率・環境指標への影響試算

変数		現状	コメ関税撤廃
日本	消費者利益の変化(億円)	—	21,153.8
	生産者利益の変化(億円)	—	-10,201.6
	政府収入の変化(億円)	—	-988.3
	総利益の変化(億円)	—	9,963.9
	コメ自給率(%)	95.4	1.4
	バーチャル・ウォーター(立方 km)	1.5	33.3
	農地の窒素受入限界量(千トン)	1,237.3	825.8
	環境への食料由来窒素供給量(千トン)	2,379.0	2,198.8
	窒素総供給/農地受入限界比率(%)	192.3	266.3
	カプトエビ(億匹)	44.6	0.7
	オタマジャクシ(億匹)	389.9	5.8
アキアカネ(億匹)	3.7	0.1	
世界計	フード・マイルージ(ポイント)	457.1	4,790.6

資料: 鈴木宣弘試算。

日本農業のどこが過保護なのか

地域の実態は厳しさを増している。表1のように、集落営農組織の優良事例でも、**平均年齢は70歳に近く、基幹的作業従事者の年収が200万円程度**で後継者がおらず、**年齢を+10すれば、10年後の崩壊リスク**が高い集落が全国的に激増している。

また、**農家の1時間当たり所得は平均で961円**だ(表2)。農産物価格が安い(買い叩かれている)、つまり、**農家の自家労働が買い叩かれている**ことになる。

これは後継者の確保は困難と言わざるを得ない。

表2 1時間当たり所得の比較 (円)

年	農畜産業	法定最低賃金	30人以上企業	女子非常勤(10人以上企業)
1980	489	532	1,608	492
1990	654	515	2,293	712
2000	604	657	2,472	889
2010	665	730	1,983	979
2017	961	848	1,981	1,074

出所: 荏開津典生・鈴木宣弘『農業経済学 第5版』(岩波書店、2020年)

なぜそんなに所得が低いのか

自動車などの輸出のために農と食を差し出す貿易自由化が進められた結果

貿易自由化の進展と食料自給率の低下には明瞭な関係がある。

表2 残存輸入数量制限品目(農林水産物)と食料自給率の推移

年	輸入数量制限品目	食料自給率	備考
1962	81	76	
1967	73	66	ガット・ケネディ・ラウンド決着
1970	58	60	
1988	22	50	日米農産物交渉決着(牛肉・かんきつ、12品目)
1990	17	48	
2001	5	40	ドーハ・ラウンド開始
2019	5	38	

表1 集落営農組織Aの構成員の状況(2018年)

構成員	年齢	就農状況	個別経営作目	後継者
A	68	○	さくらんぼ	無
B	71	○	大豆	無
C	64	○	大豆、枝豆、さくらんぼ	有
D	61	○	枝豆	無
E	71	×		無
F	75	○	枝豆	無
G	75	○	さくらんぼ、枝豆	無
H	69	○	さくらんぼ、枝豆	無
I	65	×	さくらんぼ	無
J	69	○	枝豆、さくらんぼ	無
K	66	○	枝豆	無
L	75	○	枝豆	無
M	70	○	枝豆	無
N	70	×		無
O	71	○	枝豆	無
P	75	○	枝豆	無
Q	62	×		無
R	65	×		無
S	63	○	枝豆	有
T	69	○	大豆	無
U	67	○	大豆、枝豆、アスパラガス	無
人数計	21名	16名		

注) 1995年以降の5品目は、資源管理上の必要から輸入割当が認められている水産品。

貿易自由化の犠牲とされ続けている

食料は国民の命を守る安全保障の要(かなめ)なのに、日本には、そのための**国家戦略が欠如**しており、自動車などの輸出を伸ばすために、**農業を犠牲にする**という短絡的な政策が採られてきた。農業を**過保護だと国民に刷り込み**、農業政策の議論をしようとする、「農業保護はやめろ」という議論に矮小化して批判されてきた。

農業を生贄にする展開を進めやすくするには、農業は過保護に守られて弱くなったのだから、規制改革や貿易自由化というショック療法が必要だ、という印象を国民に刷り込むのが都合がよい。この取組みは長年メディアを総動員して続けられ、残念ながら成功してしまっている。しかし、実態は、日本農業は**世界的にも最も保護されていない**。

近年は、農業犠牲の構図が強まった。官邸における各省のパワー・バランスが完全に崩れ、農水省の力が削がれ、経産省が官邸を「掌握」していた。「今は「経産省政権」ですから自分たちが所管する自動車(天下り先)の25%の追加関税や輸出数量制限は絶対に阻止したい。代わりに農業が犠牲になるのです」と2018年9月27日に某紙で日米交渉の構図を指摘した。大企業利益の徹底した追及の構造は内閣の交代でむしろ強化される。T氏(地方は原野に戻せ)とA氏(中小経営淘汰=企業による労働の買い叩き<買手寡占>)が問題と言いながら、処方箋は大企業への一層の生産集中という完全な論理矛盾。monopsony 正しくは oligopsony のあり得ない誤用が参謀である。

農業過保護論の虚構～国家戦略の欠如

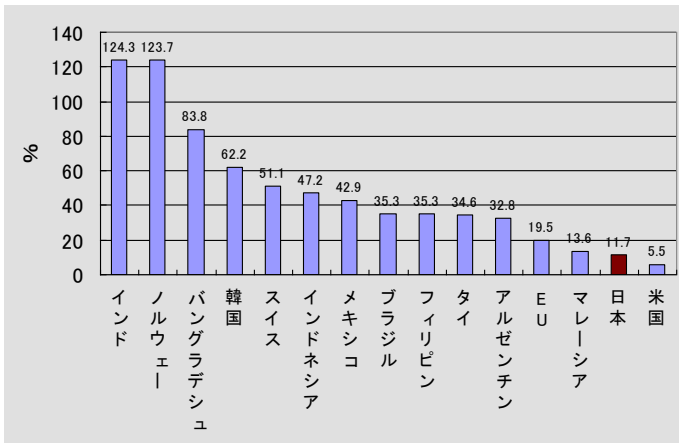
農業を生贄にしやすくするために、農業は過保護だというウソがメディアを通じて国民に刷り込まれた。保護をやめれば自給率が上がるかのような議論がある。日本農業が過保護だから自給率が下がった、耕作放棄が増えた、高齢化が進んだ、というのは間違いである。過保護なら、もっと所得が増えて生産が増えているはずだ。逆に、**米国は競争力があるから輸出国になっているのではない**。多い年には穀物輸出補助だけで1兆円も使う。コストは高くても、自給は当たり前、いかに増産して世界をコントロールするか、という徹底した食料戦略で輸出国になっている。つまり、一般に言われている「日本＝過保護で衰退、欧米＝競争で発展」というのは、むしろ逆である。

だから、日本の農業が過保護だからTPPなどのショック療法で競争にさらせば強くなって輸出産業になるというのは、前提条件が間違っているから、そんなことをしたら、最後の砦まで失って、息の根を止められてしまいかねない。コロナ・ショックを機に、早くに関税撤廃したトウモロコシ、大豆の自給率が、0%、7%であることを、もう一度直視する必要がある。

日本のように、農業政策を意図的に農家保護政策に矮小化して批判している場合ではない。客観的データで農業保護過保護論の間違いを国民が確認し、諸外国のように**国民の命と地域の暮らしを守る真の安全保障政策としての食料の国家戦略を確立**する必要がある。

虚構① 世界で最も高関税で守られた閉鎖市場→OECD データによれば、日本の農産物関税率は11.7%で多くの農産物輸出国の1/2～1/4である。**こんにゃくが1,700%ばかり強調**して高いというのは間違い。野菜の関税率は3%程度がほとんどで、極めて低い関税の農産物が9割も占めるのは日本だけだ。農業が高い関税に守られ、鎖国のようにになっている、とはよく言ったものだ。食料自給率が38%の国の農産物関税が高いわけがない。

図1 主要国の農産物平均関税率—「こんにゃく1700%」ばかり言って我が国の農産物関税が高いというのは誤り



カナダは農産物の大輸出国で農産物関税も低いと思っている人が多いが、WTO データで16%という単純平均税率は日本の13%よりも高い。特に、カナダが死守する酪農は250%と突出している。UR 合意の「関税化」で輸入量が消費量の3%に達していない国(カナダも米国もEUも)は、消費量の3%をミニマム・アクセス(MA)として設定して、それを5%まで増やす約束をしたが、実際には、せいぜい2%程度しか輸入されていない。MAは「最低輸入義務」でなく、機会の提供であり、需要がなければ入れなくてもよい。欧米諸国にとって、乳製品は外国に依存しない方針なので、無理して、それを満たす国はない。かたや、日本は、すでに消費量の3%をはるかに超える輸入があったので、その輸入量を13,700トン(生乳換算)のカレント・アクセスとして忠実に満たし続けている唯一の「超優等生」。コメも日本だけがUR 合意時、米国に77万tものMA枠の全量履行を約束させられ、かつ約半分の36万tを米国産として輸入する密約を履行し続けている。

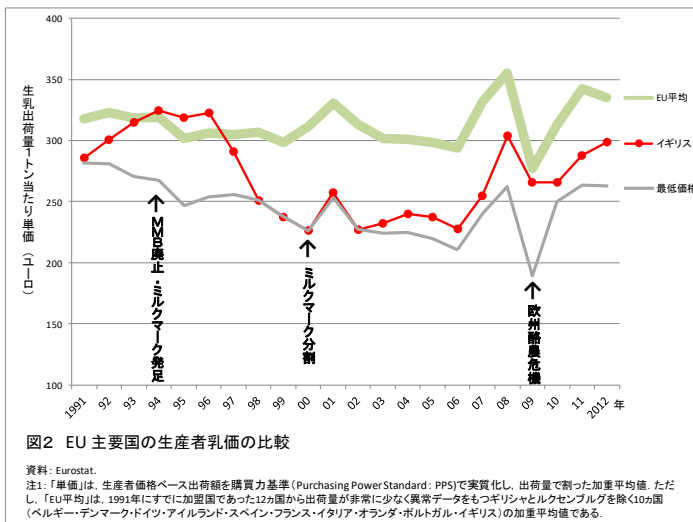
出所: OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)

注: WTOのドーハ・ラウンドが頓挫しているため、WTO協定上は1999年に妥結したウルグアイ・ラウンドで合意された関税率が現在まで適用されているので、これが最新である。単純平均で、輸入実績のない品目は算入されていない。

虚構② 政府が価格を決めて農産物を買取る遅れた農業保護国→価格支持政策をほぼ廃止した WTO 加盟国一の哀れな「優等生」が日本で、他国は現場に必要なものはしたたかに死守。しばしば、欧米は価格支持から直接支払いに転換した(「価格支持→直接支払い」と表現される)が、実際には、「価格支持+直接支払い」の方が正確だ。つまり、価格支持政策と直接支払いとの併用によってそれぞれの利点を活用し、価格支持の水準を引き下げた分を、直接支払いに置き換えているのである。何と価格支持をほぼ廃止したのは日本だけである。特に、EU は国民に理解されやすいように、環境への配慮や地域振興の「名目」で理由付けを変更して農業補助金総額を可能な限り維持する工夫を続けているが、「介入価格」による価格支持も堅持していることは意外に見落とされている。

「支持価格水準が低いから機能していない」との見解もあるが、機能している実例は図 2 だ。図 2 の「最低価格」が介入価格である。イギリスのサッチャー政権で一元的な生乳販売組織のミルク・マーケティング・ボード(MMB)が解体されて、多国籍乳業と大手スーパーに買ったたかれ、乳価は暴落したが、**最低価格で支えられた**ことが読み取れる。介入価格よりも乳価が下がらないようにバターと脱脂粉乳の買入れが発動されるからである(日本では MMB 解体の惨状を「反面教師」にせず、指定生乳生産者団体の解体の方向性を 2017 年に法制化し、かつ政府による最低限の買い支えも完全に廃止した)。

米加欧は穀物や乳製品を支持価格で買入し援助や輸出に回す。特に米国は、政府在庫の出口として、援助や輸出信用も活用



している。多い年には、輸出信用(焦げ付くのが明らかな相手国に米国政府が保証人になって食料を信用売りし、結局、焦げ付いて米国政府が輸出代金を負担する仕組み)でも 4,000 億円、食料援助(全額補助の究極の輸出補助金)で 1,200 億円も支出している。

これと、同じく、実質的な輸出補助金にあたる不足払いによる輸出穀物の差額補填は、多い年では、コメ、トウモロコシ、小麦の 3 品目だけの合計で 4,000 億円に達している。つまり、これらを足しただけでも、多い年には、約 1 兆円の実質的輸出補助金を使って「需要創出」している。海外向けの需要創出だけで、これだけの予算を投入しているのは我が国(ほぼゼロ)とは比較にならない。

さらに、米国では農家などからの拠出金(チェックオフ)を約 1,000 億円(酪農が 45%)徴収し、国内外での販売促進を行っているが、輸出促進部分には同額の連邦補助金が付加される。これも「隠れた輸出補助金」で 300 億円近くこのぼる。しかも、この拠出金は輸入農産物にも課しており、これは「隠れた関税」だ。酪農については飲用乳価を高く支払うよう全米 2,600 の郡別に最低支払義務を政府が課しているのも、乳製品価格を下げて輸出を促進する点で「隠れた輸出補助金」だ。

虚構③ 農業所得が補助金漬け→日本の農家の所得のうち補助金の占める割合は 3 割程度なのに対して、EU の農業所得に占める補助金の割合は英仏が 90%以上、スイスではほぼ 100%と、日本は先進国で最も低い。「所得のほとんどが税金でまかなわれているのが産業といえるか」と思われるかもしれないが、命を守り、環境を守り、国土・国境を守っている産業を国民みんなで支えるのは欧米では当たり前なのである。それが当たり前でないのが日本である。

表2 農業所得に占める補助金の割合 (A)と農業生産額に対する農業予算比率 (B)

	A			B
	2006年	2012年	2013年	2012年
日本	15.6	38.2	30.2(2016)	38.2
米国	26.4	42.5	35.2	75.4
スイス	94.5	112.5	104.8	—
フランス	90.2	65.0	94.7	44.4
ドイツ	—	72.9	69.7	60.6
英国	95.2	81.9	90.5	63.2

資料:鈴木宣弘、磯田宏、飯國芳明、石井圭一による。

注:日本の漁業のAは18.4%、Bは14.9%(2015年)。農業粗収益—支払経費+補助金=所得」と定義するので、例えば、「販売100—経費110+補助金20=所得10」となる場合、補助金÷所得=20÷10=200%となる。

表3 品目別の農業所得に占める補助金比率の日仏比較(%)

	全農家平均		耕種作物		野菜		果物		酪農		肉牛		養豚		養鶏	
	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014
日本	15.6	38.6	45.1 (11.9)	145.6 (61.4)	7.3	15.4	5.3	7.5	32.4	31.3	16.7	47.6	10.9	11.5	22.7 (11.6)	15.4 (10.0)
フランス	90.2	81.7	122.3	193.6	11.6	26.1	31.5	48.1	92.3	76.4	146.1	178.5	—	107.6	—	48.5

注:1.日本の耕種作物の()外の数字が水田作経営、()内が畑作経営の所得に占める補助金比率である。

2.日本の養鶏農家の()外採卵鶏、()内がブロイラー農家の所得に占める補助金比率である。

資料:日本は農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)から鈴木宣弘とJC総研客員研究員姜蒼さんが計算。

フランスは、RICA 2006 SITUATION FINANCIÈRE ET DISPARITÉ DES RÉSULTATS ÉCONOMIQUES DES EXPLOITATIONS、Les résultats économiques des exploitations agricoles en 2014 から鈴木宣弘作成。

フランスやイギリスの小麦経営は200~300ha規模が当たり前だが、そんな大規模穀物経営でも所得に占める補助金率は100%を超えるのが常態化している。つまり、市場での販売収入では肥料・農薬代も払えないので、補助金で経費の一部を払って残りが所得となっている。日本では補助金率が極めて低い野菜・果樹でもフランスでは所得の30~50%が補助金なのにも驚く。

国家私物化の実態

「国家私物化特区」でH県Y市の農地を買収したのも、森林の2法で私有林・国有林を盗伐して(植林義務なし)バイオマス発電するのも、漁業法改悪で人の財産権を没収して洋上風力発電に参入するのも、S県H市の水道事業を「食い逃げ」する外国企業グループに入っているのも、MTN*コンビ企業である。有能なMTNは農・林・水(水道も含む)すべてを「制覇」しつつある。誤りは明白になったのに、ショック・ドクトリンが主張されかねない。前農水大臣は多様な農家の共存を重視しつつあったが、新大臣は、また、時代遅れの輸出促進と規制改革しか言わなくなった。

*MTNによる地域私物化

公益的なもの、共助・共生の精神に基づくものとして維持されてきた地域で頑張っている事業をオトモダチ企業の儲けの道具に差し出させるのが、規制改革や自由貿易の本質である。「攻めの農業」、企業参入が活路、というのが、既存事業者=「非効率」としてオトモダチ企業に明け渡す手口は、農、林、漁ともにパターン化している。きわめて少数の「有能」で巨万の富も得ている人たちが、さらに露骨に私腹を肥やすために政府の会議を利用して、地域を苦しめている。代表的な方は、例えば、人材派遣業大手P社のT会長と、O社のM会長、それにSのN社長。立派な経営者だろうが、自分があれだけ儲けてもまだ儲け足りないという。なりふり構わずどこから取ってやろうとする。その筆頭がこの人たちである。彼らは、既存農家を排除して、儲けられるところだけ、APLOなどの流通大手企業が虫食いの的に参入し、あとは原野に戻すのが効率と言う。

T氏は、K大学の名誉教授となっているけれども、一番の年収は人材派遣業のP社の会長としての1億2,000万円である。彼が政府の会議を利用してやったことが、首切り自由特区と短期雇用でグルグル雑巾のように回していく雇用改革法案の成立。これはTPP対応でもあったが、誰が儲かるかといえばP社。こんな露骨な利益相反は憤むべきと筆者は某紙にコメントしたが、「よく言ってくれた。勇気ある行動だ。しかし体を大事にした方がいい」という心遣いもいただいた。さらには、家事支援外国人受入事業の特区もP社が受注、次は、農業移民特区の全国展開構想も主張するなど、留まることを知らない。

N氏は政府会議の座長の立場を利用して新しい農地集積組織(中間管理機構)をうまく使って、自社農場へ優良農地を集積し、農業委員会組織を骨抜きにして、農業に自由に参入して、儲からなければ農地を自由に転売して儲けられるように画策した。M氏は郵政を民営化したら皆が幸せになれるなどと言って、座長をやりながら、実は、かんぼの宿をO社が安く買い叩こうとしたことがばれてしまった。役員報酬を1年に55億円もらっても、こんなことしか考えられない。大店法を潰して全国の商店街を潰したのは彼だとの批判もある。

最近の象徴的「事件」はH県Y市の農業特区である。突如、大企業が農地を買うことができるようになった。その企業はどこか。O社の関連会社である。そして社外取締役役に就任しているのは誰か、N氏とT氏である。また、この3人だ。あまりにもわかりやすすぎる。2016/5/19参考人として「特区は政権と近い一部の企業の経営陣が利益を増やせるルールを広げる突破口」と筆者は指摘した。つまり、国家戦略特区は、国家「私物化」特区である。政権と近い特定の企業・事業体がまず決まっっていて、その私益のために規制緩和の突破口の名目でルールを破って自分だけに規制緩和するからおいしい。

のちに問題になった獣医学部新設問題と同じ構造である。

農地利用を管理する**農業委員会が任命制**にされ、儲けられそうな市町村の委員には **MTN がセットで入ろう**と物色しているとのうわさまで流れた。**漁業調整委員会が任命制**にされたが、漁業権を奪いたい企業が委員になるのも見え見えだ。

民有・国有林の「盗伐」合法化(特定企業への露骨な便宜供与＝皆伐でハゲ山にしても植林義務なく、税金で再造林)、漁業についても、これまで各漁場で代々生業を営む漁家の集合体としての漁協に優先的に免許されてきた漁業権を、漁協(漁家)への優先権を剥奪し、知事判断で企業に付け替える(「公共目的・補償あり」の強制収用より悪い＝「私的利益・補償なし」で生存権・財産権没収)が決まった。山も海も資源管理のコストは負担せずに、儲けだけ自分のものにして、周りや国民にツケを回す。水道(コンセッション方式)も同じだ。

それにしても**法的位置づけもない諮問機関に、利害の一致する仲間(彼らは米国の経済界とも密接につながっている)だけを集めて、官邸裏で操る経済産業省**とで、国の方向性が私的に決められ、誰も止められないのは異常すぎる。ごく少数の「3 だけ主義」の人たちが、露骨な利益相反を繰り返し、私腹を肥やすために、これでもか、これでもかと国民を苦しめ、地域を苦しめている。「3 だけ主義」と正反対の取組みで地域を守ってきた人々や組織がこんな国家私物化のмокろみのために潰されようとしている。何と理不尽な話か。

「攻めの農業・林業・漁業」の本質は、既存の農林漁家を農地・山・海から引き剥がし、ビジネスとお金を奪い、特定のオトモダチ企業が儲けの道具にするだけだから、かりに、少数の「今だけ、金だけ、自分だけ」の企業が短期的に利益を増やしても、地域も、国民も疲弊し、社会は持続できなくなる。国民の命に直結するライフラインが狙われている。水道事業も民営化され、医療への攻撃、共済事業への攻撃も日米 FTA で本格化するだろう。日米 FTA では、米国の農業、自動車産業、製薬・医療産業、金融保険業界、グローバル種子企業などの利益のために、どれだけ国民の命と暮らしが蝕まれるかを深刻に受け止めないといけない。「今だけ、金だけ、自分だけ」の正反対の取組みで地域を守ってきた我々が、ここで負けるわけにはいかない。

そもそも、**種子法の廃止、農業競争力強化支援法、種苗法改定、漁業法改定、森林の 2 法、水道の民営化、などの一連の政策変更の一貫した理念は、間違いなく、「公共政策や共助組織により維持されてきた既存の農林漁家の営みから企業が自由に利益を追求できる環境に変えること」である。「公から民へ」「既存事業者から企業へ」が共通理念であることを押さえてほしい。**

命・環境・地域・国土を守る食と農林漁業の明るい未来を築くには？

真に強い農業とは－ホンモノを提供する生産者とそれを支える消費者との絆

真に強い農業とは何か。規模拡大してコストダウンすれば強い農業になるだろうか。規模の拡大を図り、コストダウンに努めることは重要だが、それだけでは、日本の土地条件の制約の下では、オーストラリアや米国に一ひねりで負けてしまう。同じ土俵では勝負にならない。少々高いけれども、徹底的に物が違うからあなたの物しか食べたくない、という人がいてくれることが重要だ。そういうホンモノを提供する生産者とそれを理解する消費者との絆、ネットワークこそが強い農業ではないか。

結局、安さを求めて、国内農家の時給が 1,000 円に満たないような「しわ寄せ」を続け、海外から安いものが入ればいい、という方向を進めることで、国内生産が縮小することは、ごく一部の企業が儲かる農業を実現したとしても、国民全体の命や健康、そして環境のリスクは増大してしまう。自分の生活を守るためには、国家安全保障も含めた多面的機能の価値も付加した価格が正当な価格であると消費者が考えるかどうかである。

スイスの卵は国産1個 60～80 円もする。輸入品の何倍もしても、それでも国産の卵のほうが売れていた(筆者も見してきた)。小学生くらいの女の子が買っていたので、聞いた人(元 NHK の倉石久壽氏)がいた。その子は「**これを買うことで生産者の皆さんの生活も支えられ、そのおかげで私たちの生活も成り立つのだから、当たり前でしょう**」と、いとも簡単に答えたという。キーワードは、ナチュラル、オーガニック、アニマル・ウェルフェア(動物福祉)、バイオダイバーシティ(生物多様性)、そして美しい景観である。

スイスで1個 80 円もする国産の卵のほうが売れている原動力は、消費者サイドが食品流通の 5 割以上のシェアを持つ生協に結集して、農協なども通じて生産者サイドに働きかけ、ホンモノの基準を設定・認証して、健康、環境、動物愛護、生物多様性、景観に配慮した生産を促進し、その代わりに、できた農産物に込められた多様な価値を価格に反映して消費者が支えていくという強固なネットワークを形成できていることにある。

そして、価格に反映しきれない部分は、全体で集めた税金から対価を補填する。これは保護ではなく、様々な安全保障を担っていることへの正当な対価である。それが農業政策である。農家にも最大限の努力はしてもらうのは当然だが、それを正当な価格形成と追加的な補填(直接支払い)で、全体として、作る人、加工する人、流通する人、消費する人、すべてが持続できる社会システムを構築する必要がある。

イタリアの水田の話が象徴的である。水田には**オタマジャクシ**が棲める生物多様性、**ダム**の代わりに貯水できる洪水防止機能、**水をろ過**してくれる機能、こうした機能に国民はお世話になっているが、それをコメの値段に反映しているか。十分反映できていないのなら、ただ乗りしてはいけない。自分たちがお金を集めて別途払おうじゃないか、という感覚が税金からの直接支払いの根拠になっている。

根拠をしっかりと積み上げ、予算化し、国民の理解を得ている。筆者らが 2008 年に訪問したスイスの農家では、豚の食事場所と寝床を区分し、外にも自由に出て行けるように飼うと 230 万円、草刈りをし、木を切り、雑木林化を防ぐことで、草地の生物種を 20 種類から 70 種類に増加させることができるので、それに対して 170 万円、というような形で財政からの直接支払いが行われている

た。個別具体的に、農業の果たす多面的機能の項目ごとに支払われる直接支払額が決められているから、消費者も自分たちの応分の対価の支払いが納得でき、直接支払いもバラマキとは言われないし、農家もしっかりそれを認識し、誇りをもって生産に臨める。このようなシステムは日本にない。

さらに、米国では、農家にとって必要な最低限の所得・価格は必ず確保されるように、その水準を明示して、下回ったら政策を発動するから安心してつくって下さい、というシステムを完備している。米国は、コメを1俵4,000円*で売っても12,000円*との差額の100%が政府から補填され(*価格は日本円での例示)、農家への補填額が穀物の輸出向け分だけで1兆円規模になる年もあるほど、農家への所得補填の仕組みも驚くほど充実している。

消費者補助で生産者を支える

ところが、驚くのは早い。もう一つのポイントは消費者支援策である。米国の農業予算は年間1000億ドル近いが、驚くことに予算の8割近くは「栄養(Nutrition)」、その8割はSupplemental Nutrition Assistance Program (SNAP)と呼ばれる低所得者層への補助的栄養支援プログラムに使われている。なぜ、消費者の食料購入支援の政策が、農業政策の中に分類され、しかも64%も占める位置づけになっているのか。この政策の重要なポイントはそこにある。つまり、これは、米国における最大の農業支援政策でもあるのである。消費者の食料品の購買力を高めることによって、農産物需要が拡大され、農家の販売価格も維持できるのである。経済学的に見れば、農産物価格を低くして農家に所得補填するか、農産物価格を高く維持して消費者に購入できるように支援するか、基本的には同様の効果がある。米国は農家への所得補填の仕組みも驚異的な充実ぶりだが、消費者サイドからの支援策も充実しているのである。まさに、両面からの「至れり尽くせり」である。

これが食料を守るということだ。農業政策を意図的に農家保護政策に矮小化して批判するのは間違っている。農業政策は国民の命を守る真の安全保障政策である。こうした本質的議論なくして食と農と地域の持続的発展はない。

カナダ政府が30年も前からよく主張している理屈でなるほどと思ったことがある。それは、農家への直接支払いというのは生産者のための補助金ではなく、消費者補助金なのだということだ。なぜかという、農産物が製造業のようにコスト見合いで価格を決めると、人の命にかかわる必需財が高くて買えない人が出るのは避けなくてはならないから、それなりに安く提供してもらうために補助金が必要になる。これは消費者を助けるための補助金を生産者に払っているわけだから、消費者はちゃんと理解して払わなければいけないのだという論理である。この点からも、生産サイドと消費サイドが支え合っている構図が見えてくる。

米国の言いなりに何兆円も武器を買い増すのが安全保障ではない。いざというときに食料がなくてオスプレイをかじるのか。食料・農林水産業政策は、国民の命、環境・資源、地域、国土・国境を守る最大の安全保障政策だ。高村光太郎は「食うものだけは自給したい。個人でも、国家でも、これなくして真の独立はない」と言ったが、「食を握られることは国民の命を握られ、国の独立を失うこと」だと肝に銘じて、国家安全保障確立戦略の中心を担う農林水産業政策を再構築すべきである。国民が求めているのは、日米のオトモダチのために際限なく国益を差し出すことではなく、自分たちの命、環境、地域、国土を守る安全な食料を確保するために、国民それぞれが、どう応分の負担をして支えていくか、というビジョンとそのための包括的な政策体系の構築である。

自由化は農家の問題でなく国民の命と健康の問題

農産物貿易自由化は農家が困るだけで、消費者にはメリットだ、というのは大間違いである。いつでも安全・安心な国産の食料が手に入らなくなることの危険を考えたら、自由化は、農家の問題ではなく、国民の命と健康の問題なのである。つまり、輸入農水産物が安い、安いと言っているうちに、エストロゲンなどの成長ホルモン、成長促進剤のラクトパミン、遺伝子組み換え、除草剤の残留、イマザリルなどの防カビ剤と、これだけでもリスク満載。これを食べ続けると病気の確率が上昇するなら、これは安いのではなく、こんな高いものはない。

日本で、十分とは言えない所得でも奮闘して、安心・安全な農水産物を供給してくれている生産者をみんなで支えていくことこそが、実は、長期的には最も安いのだということ、食に目先の安さを追求することは命を削ること、子や孫の世代に責任を持てるのかということだ。福岡県の郊外のある駅前のレストランで食事したときに、そのお店のフランス人の奥様が話してくれた内容が心に残っている。「私達はお客さんの健康に責任があるから、顔の見える関係の地元で旬にとれた食材だけを大切に料理して提供している。そうすれば安全で美味しいものが間違いなくお出しできる。輸入物は安いけれど不安だ。」と切々と語っていた。

牛丼、豚丼、チーズが安くなって良かったと言っているうちに、気がついたら乳がん、前立腺がんが何倍にも増えて、国産の安全・安心な食料を食べたいと気づいたときに自給率が1割になっていたら、もう選ぶことさえできない。除草剤入り食パンは如実に語る。国産を食べないと病気になる。早急に行動を起こさないと手遅れになる。

そして、日本の生産者は、自分達こそが国民の命を守ってきたし、これからも守るとの自覚と誇りと覚悟を持ち、そのことをもって明確に伝え、消費者との双方向ネットワークを強化して、地域を喰いものにしようとする人を跳ね返し、安くても不安な食料の侵入を排除し、自身の経営と地域の暮らしと国民の命を守らねばならない。消費者はそれに応えてほしい。それこそが強い農林水産業である。

食料自給率を死語にしてはならない

新基本計画が出されたが、我が国では、国家安全保障の要(かなめ)としての食料の位置づけが甘い。一応、実現目標として掲げられたカロリーベースで45%という数字はあるが、いまや37%まで下がり、そこから上がる見込みも、上げる努力の気配も感じられず、食料自給率という言葉さえ、死語になったかのように使われなくなってきていることは、世界の流れに完全に逆行している。コロナ・ショックを転換の機会にしなくてはならない。

我々は原発でも思い知らされた。目先のコストの安さに目を奪われて、いざという時の準備をしていなかったら、取り返しのつかないコストになる。食料がまさにそうである。普段のコストが少々高くても、オーストラリアや米国から輸入したほうが安いからといって国内生産をやめてしまったら、2008年の食料危機のときのように、お金があれば買えるのではなくて、輸出規制で、お金を出しても売ってくれなくなったら、ハイチやフィリピンでコメが食べられなくなって暴動が起きて死者が出たように、日本国民も飢えてしまう。

だから、そういう時に備えるためには、普段のコストが少々高くてもちゃんと自分の所で頑張っている人たちを支えていくことこそが、実は長期的にはコストが安いということを強く再認識すべきである。なのに、食料「自給力」があればよいと言うが、「いざというときには校庭にイモを植えて数年凌げる」が最終手段では戦時中になってしまう。

武器としての食料

国民の命を守り、国土を守るには、どんなときにも安全・安心な食料を安定的に国民に供給できること、それを支える自国の農林水産業が持続できることが不可欠であり、まさに、「農は国の本なり」、国家安全保障の要(かなめ)である。そのために、国民全体で農林水産業を支え、食料自給率を高く維持するのは、世界の常識である。食料自給は独立国家の最低条件である。

例えば、米国では、食料は「武器」と認識されている。米国は多い年には穀物3品目だけで1兆円に及ぶ実質的輸出補助金を使って輸出振興しているが、食料自給率100%は当たり前、いかにそれ以上増産して、日本人を筆頭に世界の人々の「胃袋をつかんで」牛耳るか、そのための戦略的支援にお金をふんだんにかけても、軍事的武器より安上がりだ、まさに「食料を握ることが日本を支配する安上がりな手段」だという認識である。

ただでさえ、米国やオセアニアのような新大陸と我が国の間には、土地などの資源賦存条件の圧倒的な格差が、土地利用型の基礎食料生産のコストに、努力では埋められない格差をもたらしているのに、米国は、輸出補助金ゼロの日本に対して、穀物3品目だけで1兆円規模の輸出補助金を使って攻めてくるのである。

ブッシュ元大統領は、食料・農業関係者には必ずお礼を言っていた。「食料自給はナショナル・セキュリティの問題だ。皆さんのおかげでそれが常に保たれている米国はなんとありがたいことか。それにひきかえ、(どこの国のことかわかると思うけれども)食料自給できない国を想像できるか。それは国際的圧力と危険にさらされている国だ。(そのようにしたのも我々だが、もっともっと徹底しよう。)」と。また、1973年、バツ農務長官は「日本を脅迫するのなら、食料輸出を止めればよい」と豪語した。さらには、農業が盛んな米国ウィスコンシン大学の教授は、農家の子弟が多い講義で「食料は武器であって、日本が標的だ。直接食べる食料だけじゃなくて、日本の畜産のエサ穀物を米国が全部供給すれば日本を完全にコントロールできる。これがうまくいけば、これを世界に広げていくのが米国の食料戦略なのだから、みなさんはそのために頑張るのですよ」という趣旨の発言をしていたという。戦後一貫して、この米国の国家戦略によって我々の食は米国にじわじわと握られていき、いまTPP合意を上回る日米の2国間協定などで、その最終仕上げの局面を迎えている。

故宇沢弘文教授は、友人から聞いた話として、米国の日本占領政策の2本柱は、①米国車を買わせる、②日本農業を米国農業と競争不能にして余剰農産物を買わせる、ことだったと述懐している。占領政策はいまも同じように続いているのである。

自分たちの力で自分たちの命と暮らしを守るネットワークづくり～生産者と消費者をつなぐ核になる共助組織

国の政策を改善する努力は不可欠だが、それ以上に重要なことは、自分たちの力で自分たちの命と暮らしを守る強固なネットワークをつくることである。農家は、協同組合や共助組織に結集し、市民運動と連携し、自分達こそが国民の命を守ってきたし、これからも守るとの自覚と誇りと覚悟を持ち、そのことをもっと明確に伝え、消費者との双方向ネットワークを強化して、安くても不安な食料の侵入を排除し、「3だけ主義」の地域への侵入を食い止め、自身の経営と地域の暮らしと国民の命を守らねばならない。消費者は、それに応えてほしい。それこそが強い農林水産業である。

世界で最も有機農業が盛んなオーストリアのPenker教授の「生産者と消費者はCSA(産消提携)では同じ意思決定主体ゆえ、分けて考える必要はない」という言葉には重みがある。農協と生協の協業化や合併も選択肢になりうる。究極的にはJAが正・准組合員の区別を超えて、実態的に、地域を支える人々全体の協同組合に近づいていくことが一つの方向性として考えられる。

国産牛乳供給が滞りかねない危機に直面して、乳業メーカーも動いた。J-milkを通じて各社が共同拠出して産業全体の長期的持続のために個別の利益を排除して酪農生産基盤確保の支援事業を開始した。乳業界は心強い。新しい酪肉近の生乳生産目標の設定にあたり、業界から800万トンという意欲的な数字を提示し、「800万トンを必ず買います」と力強く宣言している。さらに、具

体的にどうやって 800 万トンに近づけていくかの行動計画も提言「力強く成長し信頼される持続可能な産業をめざして」<https://www.j-milk.jp/news/teigen2020.html> で示しており、本来、国が提示すべきことを自分たちでやっていこうという強い意思が感じられる。酪農家とともに頑張る覚悟を乳業界が明確にしていることは励みになる。JA 組織も系統の独自資金による農業経営のセーフティネット政策を国に代わって本格的に導入すべきである。先日、農機メーカーの若い営業マンの皆さんが「自分たちの日々の営みが日本農業を支え国民の命を守っていることが共感できた」と講演後の筆者の周りに集まってくれた。本来、生産者と関連産業と消費者は「運命共同体」である。

いま頑張っている日本の農林漁家は、国民の食を守って奮闘してきた「精鋭部隊」として、ここで負けるわけにはいかないし、負けることはない。人に優しく、環境に優しく、生き物に優しい経営の価値を消費者が共感し、そこから生み出されるホンモノに高い値段を払おうとするような消費者との強い絆が形成される結果、規模が小さくても高収益を実現できる。新大陸型農業に規模拡大だけで闘ったらひとたまりもない。規模の大小は「優劣」ではなく「経営スタイルや経営思想が違う」のであり、様々な経営がその特色を生かし持続しうるし、現に持続していることを忘れてはならない。

兼業農家の果たす役割にも注目すべきである。兼業農家の現在の主たる担い手が高齢化していても、兼業に出ていた次の世代の方が定年帰農し、また、その次の世代が主として農外の仕事に就いて、という循環で、若手ではなくとも稲作の担い手が確保されるなら、「家」総体としては合理的で安定的で、一種の「強い」ビジネスモデルである。こうした循環を「定年帰農奨励金」でサポートすることも検討されてよい。

「大規模化して、企業がやれば、強い農業になる」という議論には、そこに人々が住んでいて、暮らしがあり、生業があり、コミュニティがあるという視点が欠落している。そもそも、個別経営も集落営農型のシステムも、自己の目先の利益だけを考えているものは成功していない。成功している方は、地域全体の将来とそこに暮らすみんなの発展を考えて経営している。だからこそ、信頼が生まれて農地が集まり、地域の人々が役割分担して、水管理や畦の草刈りなども可能になる。そうして、経営も地域全体も共に元気に維持される。20~30ha 規模の経営というのは、そういう地域での支え合いで成り立つのであり、ガラガラポンして 1 社の企業経営がやればよいという考え方は決定的に違う。それではうまく行かないし、地域コミュニティは成立しない。混同してはいけない。

農業が地域コミュニティの基盤を形成していることを実感し、食料が身近で手に入る価値を共有し、地域住民と農家が支え合うことで自分たちの食の未来を切り開こうという自発的な地域プロジェクトが芽生えつつある。「身近に農があることは、どんな保険にも勝る安心」(結城登美雄氏)、地域の農地が荒れ、美しい農村景観が失われれば、観光産業も成り立たなくなるし、商店街も寂れ、地域全体が衰退していく。これを食い止めるため、地域の旅館等が中心になり、農家の手取りが、米一俵 18,000 円確保できるように購入し、おにぎりをつくったり、加工したり、工夫して販路を開拓している地域もある。環境に優しい農法のおコメを 2 万円以上で買い取っている生協もある。

協同組合、共助組織、市民運動組織と自治体の政治・行政などが核となって、各地の生産者、労働者、医療関係者、教育関係者、関連産業、消費者などを一体的に結集して、地域を喰いものにしようとする人たちは排除し、安全・安心な食と暮らしを守る地域住民ネットワーク(各地で動き出している。福岡や千葉や信州は筆者も立ち上げにかかわった)を強化し、徹底的に支え合えば、未来は開ける。改悪された国の法律に対しては、それを覆す県や市町村の条例の制定で現場の人々を守ることができる。

これからは共生の時代

我々の社会は次の「私」「公」「共」のせめぎ合いとバランスの下で成立している。

「私」=個人・企業による自己の目先の金銭的利益(「今だけ、金だけ、自分だけ」)の追及。

「公」=国家・政府による規制・制御・再分配。

「共」=自発的な共同管理、相互扶助、共生のシステム。「私」による「収奪」的経済活動の弊害、すなわち、利益の偏りの是正に加え、命、資源、環境、安全性、コミュニティなどを、共同体的な自主的ルールによって低コストで守り、持続させることができる(ノーベル賞受賞のオストロム論文が証明)。

「公」「共」をなくして「私」のみにすれば経済厚生(=経済的利益)は最大化されるというのが市場原理主義経済学だが、その前提条件の「完全雇用」(=失業は瞬時に解消される)「完全競争」(=誰も価格への影響力を持たない)は実在しない。実態は、「勝者」が市場支配力(=価格を操作する力)を持ち、労働や原材料を「買い叩き」、製品価格の「つり上げ」で市場を歪めて儲けを増やす。その資金力で、政治と結びつき、規制緩和の名目で、さらに自己利益を拡大できるルール変更(レント・シーキング)を画策するため、「オトモダチ」への便宜供与、国家私物化、世界私物化が起こる。こうして、「公」が「私」に「私物化」されて、さらなる富の集中、格差が増幅されるのは「必然」的メカニズムともいえる。農地、種、海、山を既存の農林漁家からオトモダチ企業のものにしていくとする一連の法改定、また、農協の共販・共同購入を弱体化する農協法改定や畜安法改定は、こうしたメカニズムの結果だと考えると、よく理解できる。

「私」の暴走を抑制し、社会に適切な富の分配と持続的な資源・環境の管理を実現するには、拮抗力(カウンターベイヤリング・パワー)としての「公」と「共」が機能することが不可欠である。しかし、「公」が「私」に私物化され、「公」を私物化した「私」の収奪的な目先の金銭的利益追求にとって最大の障害物となる「共」を弱体化する攻撃が展開される。したがって、「共」こそが踏ん張り、社会を守らないといけない。「公」を取り込んだ「私」の暴走を抑制するのが「共」の役割である。

協同組合・共助組織の真の使命～生産者も消費者も労働者も守る

農協や漁協は「生産者価格を高めるが消費者が高く買われる」、生協の産直やフェア・トレードは「消費者に高く買ってもらう」と考えられがちだが、これは間違いである。コーヒーの国際取引でグローバル企業のネスレなどの行動で問題にされるのは農家から買い叩いて消費者に高く売って「不当な」マージンを得ていることである。国内取引でも同じで、流通・小売業界の取引交渉力が強いことによって、中間のマージンが大きくなっていることが問題なのである。ということは、農協・漁協の共販によって流通業者の市場支配力が抑制されると、あるいは、既存の流通が生協による共同購入に取って代わることによって、流通・小売マージンが縮小できれば、農家は今より高く売れ、消費者は今より安く買うことができる。こうして、流通・小売に偏ったパワー・バランスを是正し、利益の分配を適正化し、生産者・消費者の双方の利益を守る役割こそが協同組合の使命である。

不当なマージンの源泉のもう一つが労働の買い叩きである。「人手不足」というが実態は「賃金不足」だ。先進国で唯一実質賃金が下がり続けている。労組は踏ん張らねばならない。

単純化すると、例えば、(想定上の)完全競争市場なら流通業者はコメ 1kg を 100 円で買って 100 円で売る(流通業者の費用を除く)が、市場支配力のある流通業者は 70 円で買い叩いて 120 円で売るという商売をする。今、農協の存在によって、流通業者の市場支配力がある程度相殺されると、現実の流通業者は 80 円で買って 110 円で売ることになる。あるいは、既存の流通業者が生協に取って代わることによって、生協が 80 円で買って 110 円で売ることができるとする。

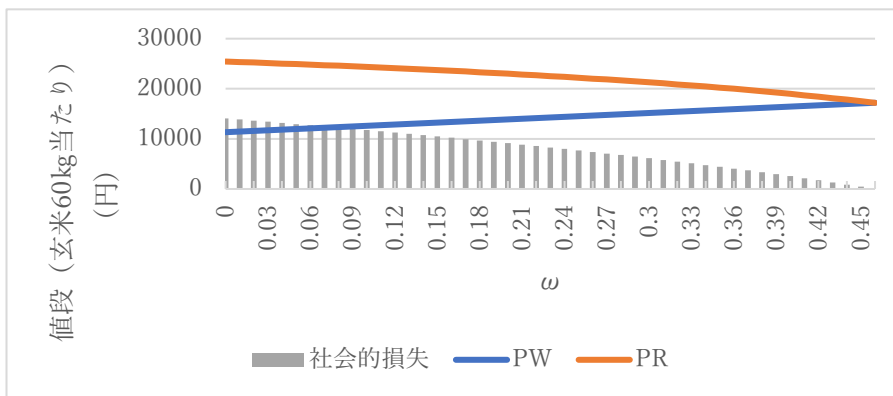
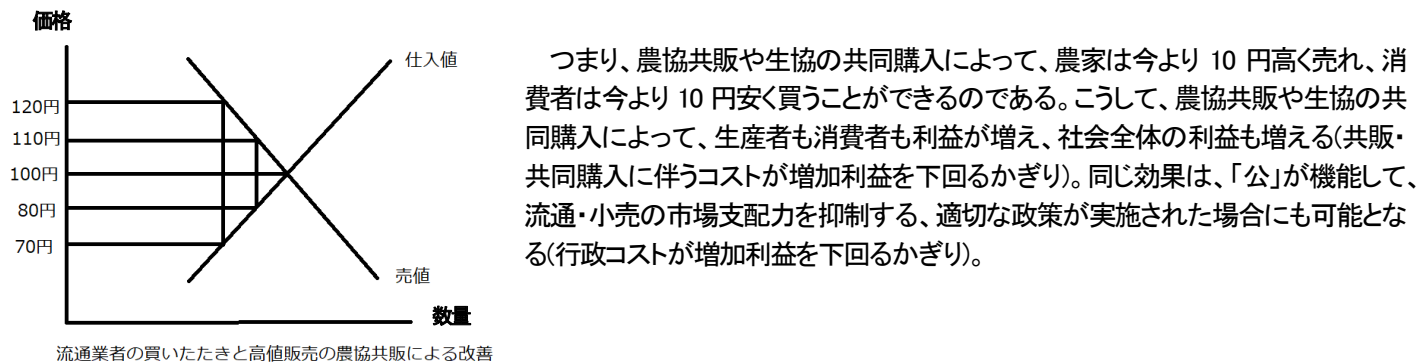


図 農協の交渉力と PR(小売価格)、PW(産地価格)、社会的利益の関係 資料: 大林有紀子さんの卒論研究

具体例を示す。農協と小売との取引交渉力バランスを示す係数(ωは0から1の値をとり、1のとき産地が完全優位、0のとき小売が完全優位)を導入したモデルによると、農協共販は生産者米価を高め、消費者価格を抑制し、社会全体の損失を軽減できることがわかる。

このように「公」を取り込んだ「私」の暴走を抑制する拮抗力として、社会に適切な富の分配と持続的な資源・環境の管理を実現するのが「共」の役割である。共同体的な自主的ルールは、利益の適正な分配に加え、資源、環境、安全性、コミュニティなどの持続を低コストで達成できることがノーベル賞を受賞したオストロム論文で示されている。

つまり、もう 1 つ重要なのは、農地や山や海はコモンズ(共用資源)であり、「コモンズの悲劇」(個々が目先の自己利益の最大化を目指して行動すると資源が枯渇して共倒れする)が示すとおり、コモンズは自発的な共同管理で「悲劇」を回避してきたということ

だ。だから、農林水産業において協同組合による共同管理を否定するのは根本的な間違いである。

「私」の暴走にとって障害となる「共」を弱体化しようとする動きに負けず、共助組織の役割をもっと強化しなくてはならない。協同組合は、生産者にも消費者にも貢献し、流通・小売には適正なマージンを確保し、社会全体がバランスの取れた形で持続できるようにする役割を果たしていることを、そして、命、資源、環境、安全性、コミュニティなどを守る最も有効なシステムとして社会に不可欠であることを、国民にしっかり理解してもらうために、実際にその役割を全うすべく、邁進すべきである。

市場原理主義による小農・家族農家を基礎とした地域社会と資源・環境の破壊を食い止め、地域の食と暮らしを守る「最後の砦」は共助組織、市民組織、協同組合だ。集落営農の基幹的働きさえも高齢化で5~10年後の存続が危ぶまれるような地域が増えている中、覚悟をもって自らが地域の農業にも参画し、地域住民の生活を支える事業も強化していかないと地域社会を維持することははいよいよ難しくなっている。協同組合、市民組織や自治体の政治・行政には大きな責任と期待がかかっている。忘れてならないのは、目先の組織防衛は、現場の信頼を失い、かえって組織の存続を危うくするということである。組織のリーダーは、「我が身を犠牲にしても現場を守る」覚悟こそが、現場を守り、組織を守り、自身も守り、自身の生きた証を刻むことに気づくときである。国民、住民、農林漁家を犠牲にして我が身を守るのがリーダーではない。

コロナ禍 豊かに暮らせる社会 鍵は無理しない農業

大手人材派遣会社のT会長がK県で「なぜ、こんなところに人が住むのか。早く引っ越せ。こんなところに無理して住んで農業をするから行政もやらなければならない。これを非効率というのだ。原野に戻せ」と言った。コロナ・ショックは、この方向性＝**地域での暮らしを非効率として放棄し、東京や拠点都市に人口を集中させるのが効率的な社会のあり方として推進する方向性が間違っていたことを改めて認識させた**。都市部の過密な暮らしは人々を蝕む。

これからは、国民が日本全国の地域で豊かで健康的に暮らせる社会を取り戻さねばならない。そのためには、地域の基盤となる農林水産業が持続できることが不可欠だ。それは、家族農業を「淘汰」して、オトモダチの流通大手企業などが虫食的に儲けることでは実現できない。それでは地域コミュニティが維持できないし、地域の住民や国民に安全安心な食料を量的に確保することもできない。

コロナ・ショックに加えて、ハッター・ショック、異常気象の頻発も重なり、国民が自分たちの食料を身近な国産でしっかり確保しないとイケないという意識も高まっている。米国の食肉加工場のコロナ感染は移民労働者の劣悪な衛生環境での低賃金・長時間労働もあぶり出した。食肉加工だけではなく、野菜や畜産などの米国の農業生産そのものが、「奴隷的」な移民労働力なくして成り立たないことも露呈した。

安いものには必ずワケがある。成長ホルモン(これだけで4割安くなる)、残留除草剤、収穫後農薬、遺伝子組み換え、ゲノム編集*などに加えて、労働条件や環境に配慮しないソーシャル・ダンピングやエコロジカル・ダンピングで不当に安くなったものは、本当は安くない。曇みかけるように貿易自由化して安く買えばよいというのは間違いだ。しかも、お金を出しても買えなくなる輸出規制のリスクの高さも再認識されたばかりだ。*ゲノム編集トマトを家庭菜園向けに無償配布して後代交配で広げていこうと策略を止めないといけない。「ゲノム編集でない」という任意表示は違法ではないところに一つの活路がある。

本当に「安い」のは、身近で地域の暮らしを支える多様な経営が供給してくれる安全安心な食材だ。国産＝安全ではない。本当に持続できるのは、人にも牛(豚、鶏)にも環境にも種にも優しい、無理をしない農業だ。自然の摂理に最大限に従う農業だ。経営効率が低いかにいわれるのは間違いだ。最大の能力は酷使でなく優しさが引き出す。人、生きもの、環境に優しい農業は長期的・社会的・総合的に経営効率が最も高い。不耕起栽培や放牧によるCO2貯溜なども含め、環境への貢献は社会全体の利益だ。それなのに、地域の農林漁家から農地や山や海を奪い、「今だけ、金だけ、自分だけ」の一部大手企業に地域を食いものにさせるようなショック・ドクトリンが止まらない。

国民が目覚めるときだ。ネットなどのコメントでも、これを機に生産者とともに自分たちの食と暮らしを守っていこうという機運が高まってきていることがうかがえる。「国内の農家を守ってこそ、日本の家庭は守られます。農民の作った食べ物を食べて人間は生きている。農民が人間を生かしている。農民の生活を保障すると人間の命も保証できる。今は農民の生活が保障されていない。」

消費者は単なる消費者でなく、国民全体がもっと食料生産に直接かかわるべきだ。自分たちの食料を確保するために、地域で踏ん張っている多様な農林漁家との双方向ネットワークを強化しよう。地域の多様な種を守り、活用し、循環させ、食文化の維持と食料の安全保障につなげるために、シードバンク、参加型認証システム、有機給食などの種の保存・利用活動を強化しよう。それらを支援し、育種家・種採り農家・栽培農家・消費者が共に繁栄できる公共的支援の枠組みも提案していこう。

リモートで仕事をするようになったのを機に、半農半Xで、自分も農業をやろう。農業生産を手伝おう。いざというときには、みんなの所得がきちんと支えられる安全弁(セーフティ・ネット)政策もみんな提案して構築しよう。みんなの命と暮らしと環境を守る食と農はみんな支えるものである。

農家は、自分達こそが国民の命を守ってきたし、これからも守るとの自覚と誇りと覚悟を持ち、そのことをもっと明確に伝え、安く

ても不安な食料の侵入を排除し、自身の経営と地域の暮らしと国民の命を守らねばならない。消費者は、それに応えてほしい。外部依存でなく地域循環でないと持続できぬ。それこそが強い農林水産業である。

世界的に農薬や添加物の使用・残留規制が強化されているのに日本だけが緩められ、危険な輸入食品の標的にされている。「独立」した知見の述べられない専門家と「科学的」消費者による審議会などの決定、米国企業などのロビー活動で決まる国際(コーデックス)基準など、公的に「安全」とされていても EU など独自の予防原則を採る。消費者・国民が黙っていないからだ。消費者が拒否すれば、企業をバックに政治的に操られた「安全」は否定され、危険なものは排除できる。

EU では、免疫力強化の視点からも、有機農業などが一層注目されている。欧州委員会は、この 5 月に「欧州グリーンディール」として 2030 年までの 10 年間に「農薬の 50%削減」、「化学肥料の 20%削減」と「有機栽培面積の 25%への拡大」などを明記した(注)。こうしたことが日本はなぜできないのか。消費者・国民の声が小さいからだ。EU 政府を動かし、世界潮流をつくったのは消費者だ。最終決定権は消費者にあることを日本の消費者も今一度自覚したい。世界の潮流から消費者も学び、政府に何を働きかけ、生産者とどう連携して支え合うか、正しい情報を共有して消費者に動いてもらおう。

地域循環経済への構造転換こそが求められている～GoTo 事業の根本的問題

GoTo トラベル事業をめぐる議論には、経済社会の構造そのものをどう転換するか、という視点が欠如している。GoTo トラベルは都市部の 3 密構造をそのままにして、感染を全国に広げて帰ってくるだけだ。GoTo トラベルはあくまで観光であり、観光に依存した地域振興はそのままである。つまり、根本的には、都市人口集中という 3 密構造そのものを改め、地域を豊かにし、地域経済が観光や外需に過度に依存しない地域の中で回る循環構造を強化する必要がある。

地域に働く場をつくり、生産したものを消費に結びつけて循環経済をつくるには、農林水産業が核になるはずである。農林水産業が元気で地域の環境や文化が守られなくては、観光も成り立たない。ましてや、輸出 5 兆円が実現できるわけがない。足元を見ずに、観光だ、インバウンドだ、輸出だ、と騒ぐのは本末転倒だ。

GoTo 事業のもう一つの問題は、経済を回して迂回的に支援する仕組みにある。今は経済は回さずに必要な人に直接所得補償をすべきだ。それが感染抑止になるし、必要な人に支援が届くまでの中間で予算が雲散霧消する構造を打破できる。

予算の「雲散霧消」は今に始まったことではない。例えば、2008 年のエサ危機には、国は緊急予算を 3,000～4,000 億円手当てした。それを、そのまま緊急的な乳価補填などに使えば、機動的に畜産・酪農所得を支えられたが、乳価補填には 100 億程度しか使われなかった。大部分はどこへ行ったのか。なぜ、もっと直接的に農家の所得補填ができないのかと、食料・農業・農村審議会の畜産部会や農畜産業振興機構の第三者委員会において疑問を呈したのは消費者側委員だった。生産者と消費者は運命共同体だ。今こそ、国の予算もシンプルで現場にダイレクトに届くように構造転換すべきときだ。

(注)「みどりの食料システム戦略」は期待できるか

欧米で進む農業のグリーン化戦略を受けて

農薬使用量の半減や有機農業面積を 25%に拡大するなどを目標とする欧州の「ファーム to フォーク」(農場から食卓まで)戦略、カーボンフットプリント(生産・流通・消費工程における二酸化炭素排出量)の大幅削減などを目標とする米国の「農業イノベーションアジェンダ」が 2020 年に公表されたのを受けて、我が国もアジアモンスーン地域における農業のグリーン化(環境負荷軽減)モデルを策定して、世界の食料・農業グリーン化のルールづくりにも積極的に参画するために「みどりの食料システム戦略」の策定が進められている(ここには、欧米主導で、厳しいグリーン化ルールが国際スタンダードになり、貿易障壁になってくることを回避するため、モンスーンアジアの特殊性を前面に出しつつ、緩やかなグリーン化目標を国際的に主張していこうという意図も大きく働いていると推察される)。

EU の「ファーム to フォーク」(農場から食卓まで)戦略

EU(欧州)委員会は、2020 年 5 月に本戦略を公表し、欧州の持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示している。今後、二国間貿易協定にサステナブル(環境に優しい生産方法による産品しか貿易対象と認定しないと)いった条項を入れる等、国際交渉を通じて EU フードシステムをグローバルスタンダードとすることを目指している。

次の数値目標(目標年:2030 年)を設定している。

- ・ 農薬の使用及びリスクの 50%削減
- ・ 一人当たり食品廃棄物を 50%削減
- ・ 肥料の使用を少なくとも 20%削減
- ・ 家畜及び養殖に使用される抗菌剤販売の 50%削減
- ・ 有機農業に利用される農地を少なくとも 25%に到達など。

米国の農業イノベーションアジェンダ

米国農務省は、2020年2月にアジェンダを公表し、2050年までの農業生産量の40%増加と環境フットプリント50%削減の同時達成を目標に掲げた。さらに技術開発を主軸に以下の目標を設定した。

- ・ 2030年までに食品ロスと食品廃棄物を50%削減
 - ・ 2050年までに土壌健全性と農業における炭素貯留を強化し、農業部門の現在のカーボンフットプリントを純減
 - ・ 2050年までに水への栄養流出を30%削減
- など。

農水省の新たなチャレンジ

「みどりの食料システム戦略」は、農林水産省の新たなチャレンジであり、持続的な食料システムの構築に向け、

- ① 2020年基本計画に掲げた生産基盤の強化を持続性ある形で進める(基本計画は閣議決定、みどり戦略は農水省策定)、
 - ② 時間軸を設け、革新的な技術開発と社会実装(研究成果を社会問題解決のために応用すること)を段階的に進める、
 - ③ 生産者、事業者、消費者が各段階で取り組む、
- という点がポイントと説明されている。

「みどり戦略」には、2050年までの目標として、農林水産業のゼロエミッション(排出するCO₂と吸収するCO₂の量を同じにする、すなわちカーボン・ニュートラル)化、ネオニコチノイド系を含む化学農薬使用量の削減、有機農業面積の拡大(目標値を示すまでには至っていないが)、地産地消型エネルギーシステム構築に向けての規制見直しなどが掲げられている。

また、「みどり戦略」では、目標の実現行程も段階的な進め方を具体的に提示しようとしている点も、ただのアドバルーンにしないための従来にない工夫である。さらには、農薬使用量の削減については、**見在目重視の消費者・流通業者の意識改革**を進めることも視野に入れており、多角的取り組み姿勢が示されている。

スマート農業の用語が並ぶ

しかし、その実現に向けて、イノベーション、AI、スマート技術などの用語が並び、「**高齢化、人手不足だから、AIで解決する**」と言う方向性は、**人がいなくなって、企業的経営がぼつんと残り、コミュニティは崩壊し、「多様な農家が共存してコミュニティが持続できる姿**が見えてこないように一見すると見受けられる。

これは、中小経営や半農半Xも含む多様な経営体が地域農業とコミュニティを支えることを再確認した、新たな食料・農業・農村基本計画と相反するように思われる。しかし、「みどり戦略」の策定は、新基本計画に多様な経営体の重要性を復活させた人達によって行われており、「**大規模化のための技術でなく、篤農家でなくても誰でも農業ができる技術を普及することで、農業や有機農業のすそ野を広げ、農村に人を呼び込めるようにしたい**」という意図が示されている。ここに期待したい。

「イノベーション」という用語も、伝統継承の上での延長上でのイノベーションは、「誰でもできる有機農業」につながる。民間稲作研究所などによる有機稲作での「抑草法」(二度代掻き、成苗1本植えなど、雑草の生理を科学的に把握したうえでの農法)は、その意味で、イノベーションとも言える(久保田裕子氏)。こうした技術の普及が重要である。

ただ、現状のAI・スマート農業関連事業については、相当の大規模区画でないとは有効でなく、もっと現場に足を運んで、現場の状況を踏まえた事業提案をしてもらわないと使えない、という声が大規模経営層からも挙がっており(2021年2月3日に全国農業経営者大会にて聴取)、誰でも使える技術にしていくには課題は大きいと思われる。

求められる各方面からのインプット

一方、予期せぬ遺伝子損傷などで世界的に懸念が高まっているゲノム編集について、無批判的に推進の方向(トマト、イネ、ジャガイモ、コムギなど)を打ち出そうとしている点は大いに問題となろう。

今年の5月の決定が目指されているが、こうした点の是正を含め、小規模・家族的農林漁業などを含む多様な農業に配慮する方向性がしっかりと組み込まれ、**地域の inclusive な(あまねく包含する)発展につながる戦略になるよう、各方面からの働きかけ、インプットが重要**と思われる。

要約と結論～種から循環する安全な食の相互認証ネットワークが命を守る道

国民の命よりも特定企業の利益が優先される時代。**国民の命を犠牲にしても、内外の特定企業の儲けを増やすために有利な制度撤廃・変更を行うのが「規制改革」や「自由貿易」の本質だ。「今だけ、金だけ、自分だけ」の企業が政治・行政、メディア、研究者を取り込んで、地域で安全・安心な食を提供している人達を排除し、国民の命を守る食料・農業を儲けの道具にする「必然的メカニズム」が暴走する。**

米国バイデン政権からの日米協定交渉第二弾の要求も懸念される中、グローバル種子企業への日本国民の命を差し出す便宜供与は「7 連発」から「8 連発」となり、日本国民がゲノム編集食品の実験台にされている。種を握られたら、コロナ禍で経験したような輸出規制や物流停止が簡単に発生したら、NHK スペシャルの示した 2050 年どころか、日本は 2035 年には飢餓に直面する。種を守ることが命を守ることになる。

「私」(目先の自己利益追及企業)が「公」(政治・行政)を取り込んで暴走する中、それを止められるのは「共」(自発的な共助システム=協同組合、NPO、市民運動組織など)の踏ん張りだ。国民はどう行動すべきか、考えよう。政治は、「人事、金、恫喝」を駆使して反対の声を抑え込み、お友達の利益と自己の保身に奔走する。しかし、「人事、金、恫喝」で人を抑え込めても、人の心を掴むことはできない。その限界は白日の下に晒された。さすがに、国民も、最低限、論理的思考のできるリーダーへの渴望が沸き上がっているのではないか。したがって、「共」こそが踏ん張り、国民に働きかけ、社会を守らないといけない。「公」を取り込んだ「私」の暴走を抑制するのが「共」の役割である。

種苗法改定による農家の自家増殖制限とコメ検査の緩和が相俟って、企業が主導して、種の供給からコメ販売までの生産・流通過程をコントロールしやすい環境を提供する。種を握った種子・農薬企業が種と農薬をセットで買わせ、できた生産物も全量買い取り、販売ルートは確保するという形で、農家を囲い込んでいくことが懸念される。

この「囲い込み」に飲み込まれてしまうことは、地域の食料生産・流通・消費が企業の「支配下」におかれることを意味する。農家は買ったたかれ、消費者は高く買われ、地域の伝統的な種が衰退し、種の多様性も伝統的食文化も壊され、災害にも弱くなる。我が国では表示もなしで野放しにされたゲノム編集も進行する可能性が高く、食の安全もさらに脅かされる。

巨大な力に種を握られ、命を握らせてはいけない。種から循環する安全な食の相互認証ネットワークが命を守る道である。食料は命の源であり、その源は種である。我々は、地域で育ててきた大事な種を守り、改良し、育て、その産物を活用し、地域の安全・安心な食と食文化を守るために結束するときである。地域の多様な種を守り、活用し、循環させ、食文化の維持と食料の安全保障につなげるために、シードバンク、参加型認証システム、有機給食などの種の保存・利用活動を支え、育種家・種採り農家・栽培農家・消費者が共に繁栄できる地域の構成員の連帯と公共的支援の枠組みの具体化が急がれる。

種から始まる生産から消費までのトレーサビリティを市民参加の相互認証で確立すれば、表示義務がなくともゲノム編集食品などの不安な食品を地域社会から排除できる(「ゲノム編集ではない」という任意表示は可能であることが活路になる)。このための体制として、各地にローカルフード条例に基づくローカルフード委員会を組織してはどうか。その活動を財政支援する国レベルのローカルフード法も呼びかけよう。

本当に「安い」のは、身近で地域の暮らしを支える多様な経営が供給してくれる安全安心な食材だ。国産=安全ではない。本当に持続できるのは、人にも牛(豚、鶏)にも環境にも種にも優しい、無理をしない農業だ。自然の摂理に最大限に従う農業だ。経営効率が低いかわりにいわれるのは間違いだ。最大の能力は酷使でなく優しさが引き出す。人、生きもの、環境に優しい農業は長期的・社会的・総合的に経営効率が最も高い。不耕起栽培や放牧による CO2 貯溜なども含め、環境への貢献は社会全体の利益だ。

世界で最も有機農業が盛んなオーストリアの Penker 教授の「生産者と消費者は CSA(産消提携)では同じ意思決定主体ゆえ、分けて考える必要はない」という言葉には重みがある。農家は、自分達こそが国民の命を守ってきたし、これからも守るとの自覚と誇りと覚悟を持ち、そのことをもっと明確に伝え、安くても不安な食料の侵入を排除し、自身の経営と地域の暮らしと国民の命を守らねばならない。消費者は、それに応えてほしい。外部依存でなく地域循環でないと持続できぬ。それこそが強い農林水産業である。

世界的に農薬や添加物の使用・残留規制が強化されているのに日本だけが緩められ、危険な輸入食品の標的にされている。「独立」した知見の述べられない専門家と「科学的」消費者による審議会などの決定、米国企業などのロビー活動で決まる国際(コーデックス)基準など、公的に「安全」とされていても EU などは独自の予防原則を採る。消費者・国民が黙っていないからだ。消費者が拒否すれば、企業をバックに政治的に操られた「安全」は否定され、危険なものは排除できる。

EU では、免疫力強化の視点からも、有機農業などが一層注目されている。欧州委員会は、2020 年 5 月に 2030 年までの 10 年間に「農薬の 50%削減」、「化学肥料の 20%削減」と「有機栽培面積の 25%への拡大」などを明記した。有機農業は世界の潮流になりつつある。

こうしたことが日本はなぜできないのか。消費者・国民の声が小さいからだ。EU 政府を動かし、世界潮流をつくったのは消費者だ。最終決定権は消費者にあることを日本の消費者も今一度自覚したい。世界の潮流から消費者も学び、政府に何を働きかけ、生産者とどう連携して支え合うか、正しい情報を共有して消費者に動いてもらおう。「みどりの食料システム戦略」にしっかりインプットして、アジアモンスーン地域としての農業グリーン(環境負荷軽減)化を具体化しよう。

「今だけ、金だけ、自分だけ」の市場原理主義に決別し、こうした地域の種からの循環による共生のシステムを日本とアジア、世界が一緒につくっていくために、各人がもう一步を踏み出すときである。米国との関係を対等に近づけつつ、アジアとの共生を図るのは、米国からの潰しの圧力が強く、容易ではないが、これを進めなければ日本の未来は暗い。我が身とオトモダチの利益を

守るために国民を犠牲にするリーダーではなく、我が身を犠牲にしてでも家族と国民を守るリーダーが必要である。若い人たちは雌伏してほしいが、一定の年齢に達した方は我が身を犠牲にする覚悟で、迫りくる日本人の飢餓を食い止めないといけない。

種を守れば命を守ることができる。協同組合、共助組織、市民運動組織と自治体の政治・行政などが核となって、各地の生産者、労働者、医療関係者、教育関係者、関連産業、消費者などを一体的に結集して、地域を喰いものにしようとする人たちは排除し、安全・安心な食と暮らしを守る、種から消費までの地域住民ネットワークを強化するために、今こそ、それぞれの立場から行動を起こそう。正義は勝つこともある。

補論 1 認証ビジネスにはご注意を

農産物の輸出促進の手段として、国際水準の GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理) の認証取得が推奨されている。その世界標準のようにも言われる GLOBAL GAP は、ドイツの民間組織が作った EUREP GAP がそう呼ばれるようになったものだ。

GLOBAL GAP は畜産に関連する動物福祉 (animal welfare) の基準が高いことが一つの特徴で、日本の現在の飼養実態とはかけ離れた要求事項も含まれているが、「これを取得しないと対 EU 輸出はできませんよ」といった感じで発信されてきた。ところが、農林水産省が EU の畜産農家を調べたところ、GLOBAL GAP を取得している農家は 0.1% もいなかった。とんでもない非関税障壁だと思いきや、EU 政府がその取得を求めているのではなく、あくまで GLOBAL GAP の推進団体による説明だったのである。日本の農家に取得してもらえば登録料と更新料を得られるから言っている、といった側面があると考えざるを得ない。また、GLOBAL GAP は大手小売・流通企業の「囲い込み」でもあるから、農家が買手独占的な取引下に置かれる弊害にも留意が必要だ。

生産者にとって、安全な工程管理の認識を定着させることは重要な方向性だが、輸出に不可欠なわけではなく、取得すれば消費者が高く買ってくれるとか、登録・更新料と遂行コストに見合う「目に見えるメリット」が不明なのに、慌てて取得する必要性がどこにあるのだろう。

当初は、東京オリンピック選手村の食材として使われるには GAP 認証取得が不可欠として推奨されていたが、途中から「取得に向けて準備していれば認められる」と緩められた。つまり推奨の根拠もぶれる中、年間 6 億円以上もの国費を投入して GAP 認証取得サポート事業が展開されている。役所の予算獲得と天下り組織作りには貢献しているが、オリンピックが終わったら忘れ去られるようなことになれば、何のための推進だったのかも問われてこよう。

補論 2 検疫で止められた輸入食品リストの衝撃

当初の TPP 参加予定国の米国やベトナムからの食品はかなりの頻度で通関の検疫で止められている。港の検疫で止められた食品リストの実例は割愛するが、米国からは「アフラトキシン」(発がん性の猛毒のカビ)が、イマザリル(日本国内では禁止の収穫後農薬だが、食品添加物の名目で認めている)などをかけていても、様々な食料品から検出されている。ベトナムなどの農産物には E-coli(大腸菌)が多く検出されたり、あり得ない化学薬品が多く検出されているが、検査で止められたのだからと安心するのは早計である。港の検査率は輸入全体のわずか 7% 程度に落ちてきている。検疫が追いつかず、93% は素通りで食べてしまっているのが「手遅れ」である。知人が現地の工場を調べに行き、驚愕したことには、かなりの割合の肉とか魚が工場搬入時点で腐敗臭がしていたという。日本の企業や商社が、日本人は安いものしか食べないからもっと安くしろと迫るので、切るコストがなくなって安全性のコストをどんどん削って、「どんどん安くどんどん危なく」なっている。気付いたら安全性のコストを極限まで切り詰めた輸入農水産物に一層依存して国民の健康が蝕まれていく。日本企業の姿勢も問われる。

<略歴> 鈴木宣弘(すずき・のぶひろ) 1958 年三重県生まれ。1982 年東京大学農学部卒業。農林水産省、九州大学教授を経て、2006 年より東京大学教授。98~2010 年(夏季) コーネル大学客員教授。2006~2014 年 学術会議連携会員。専門は農業経済学。日韓、日チリ、日モンゴル、日中韓、日コロンビア FTA 産官学共同研究会委員、食料・農業・農村政策審議会委員(会長代理、企画部会長、畜産部会長、農業共済部会長)、財務省関税・外国為替等審議会委員、経済産業省産業構造審議会委員、JC 総研所長、国際学会誌 Agribusiness 編集委員長を歴任。『食の戦争』(文藝春秋、2013 年)、『悪夢の食卓』(角川書店、2016 年)、『日本農業過保護論の虚構』(共著、筑波書房、2020 年)、『だれもが豊かに暮らせる社会を編み直す: 「鍵」は無理しない農業にある』(共著、筑波書房、2020 年)等、著書多数。